

令和7年度  
福島町議会定例会  
3月会議議案

福島町



令和7年度 福島町議会定例会 3月会議議案目次

議案 番号	件 名	頁	区分
54	福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例	5	議案
55	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7	議案
56	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9	議案
57	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11	議案
58	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	15	議案
59	福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	27	議案
60	横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例	29	議案
61	福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例	31	議案
62	福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例	33	議案
63	福島町林業振興協議会条例を廃止する条例	35	議案
64	第6次福島町総合計画の変更について	37	別冊1
65	福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	57	別冊2
66	令和8年度福島町一般会計予算	81	別冊3
67	令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算	93	別冊4
68	令和8年度福島町介護保険特別会計予算	97	別冊4
69	令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	109	別冊4
70	令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	113	別冊4
71	令和8年度福島町水道事業会計予算	117	別冊4
72	令和8年度福島町浄化槽事業会計予算	119	別冊4
73	福島町財政調整基金の積立金の処分について	121	議案

議案 番号	件 名	頁	区分
74	令和7年度福島町一般会計補正予算（第12号）	123	別冊5
75	令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	125	別冊5
76	令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）	127	別冊5
77	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	129	別冊5
78	令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	131	別冊5
79	令和7年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）	133	別冊5
80	令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）	135	別冊5
81	公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）	137	議案
同意3	監査委員の選任について	139	議案
同意4	固定資産評価審査委員会委員の選任について	141	議案
報告5	福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	143	別冊6

議案第54号

福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例

福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例

福島町ふるさと暮らし応援条例(平成23年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(奨励金等の額)</p> <p>第5条 奨励金等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 福島町定住促進住宅等奨励事業においては、次のいずれかの額</p> <p>ア 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が500万円以上1,000万円未満の場合 50万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)</p> <p>イ 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が1,000万円以上<b>の場合</b> 100万円(町内商品券での支給割合を30%とする。)</p>	<p>(奨励金等の額)</p> <p>第5条 奨励金等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 福島町定住促進住宅等奨励事業においては、次のいずれかの額</p> <p>ア 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が500万円以上1,000万円未満の場合 50万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)</p> <p>イ 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が1,000万円以上<b>2,000万円未満の場合</b> 100万円(町内商品券での支給割合を30%とする。)</p> <p><b>ウ 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が2,000万円以上の場合 200万円(町内商品券での支給割合を30%とする。)</b></p>

改正前	改正後
<p><b>ウ</b> 町外建築業者の請負金額及び町外所有者からの住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が50万円以上1,000万円未満の場合 25万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)</p>	<p><b>エ</b> 町外建築業者の請負金額及び町外所有者からの住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が50万円以上1,000万円未満の場合 25万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)</p>
<p><b>エ</b> 町外建築業者の請負金額及び町外所有者からの住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が1,000万円以上の場合 50万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)</p>	<p><b>オ</b> 町外建築業者の請負金額及び町外所有者からの住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が1,000万円以上の場合 50万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 5 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(平成29年福  
島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 日額支給委員の欄中「地域農政総合対策推進協議会委員」及び「林  
業振興協議会委員」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。



議案第56号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表1		別表1	
職名	月額	職名	月額
町長	<u>720,000円</u>	町長	<u>800,000円</u>
副町長	<u>600,000円</u>	副町長	<u>650,000円</u>
教育長	<u>560,000円</u>	教育長	<u>600,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第57号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当) 第10条の2 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p>	<p>(通勤手当) 第10条の2 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p>

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

**ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円**

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

**ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円**

**セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円**

**ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円**

**タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円**

(3) (略)

**3** 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額**及び**特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の

る職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

(3) (略)

**3** 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

**4** 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額**及び前項第1号に定める額**の合計額が150,000円を

額は、**前2項**の規定にかかわらず当該職員の通勤手当に係る支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

**4** 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

**5** (略)

**6** この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

**7** 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

超える職員の通勤手当の額は、**第2項から前項まで**の規定にかかわらず当該職員の通勤手当に係る支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

**5** 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月(**当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月**)の規則で定める日に支給する。

**6** (略)

**7** この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等**及び駐車場等**に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

**8** 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給**及び返納**に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は令和8年4月1日から施行する。

議案第58号

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 (略) (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業納付金」という。))の納付に要する費用のうち道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)) <b>及び</b> 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)	(課税額) 第2条 (略) (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業納付金」という。))の納付に要する費用のうち道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))、 <u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))</u> の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) (略)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 (略)

(2)・(3) (略)

**(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)**

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合には、基礎課税額は、67万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する**国民健康保険**の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 (略)
- 5 **第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)(第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただ**

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.33を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第

し、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.48を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の6及

1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 **27,400円**

(2) 特定世帯 **13,700円**

(3) 特定継続世帯 **20,550円**

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に**100分の2.53**を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について**8,800円**とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **8,800円**

(2) 特定世帯 **4,400円**

(3) 特定継続世帯 **6,600円**

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控

び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、**第9条の6**及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 **28,800円**

(2) 特定世帯 **14,400円**

(3) 特定継続世帯 **21,600円**

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に**100分の2.39**を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について**8,700円**とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **8,600円**

(2) 特定世帯 **4,300円**

(3) 特定継続世帯 **6,450円**

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控

除後の総所得金額等に100分の1.96を乗じて算定する。

(介護納付金課税保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本

除後の総所得金額等に100分の1.95を乗じて算定する。

(介護納付金課税保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本

文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**66万円**を超える場合には、**66万円**)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)**並びに**同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

ア～カ (略)

文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**67万円**を超える場合には、**67万円**)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)**並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)**の合算額とする。

(1) (略)

ア～カ (略)

**キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の4の額に10分の7を乗じた額**

**ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の5の額に10分の7を乗じた額**

**ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第9条の6第1号の額に10分の7を乗じた額**

**(イ) 特定世帯 第9条の6第2**

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**30万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

**号の額に10分の7を乗じた額**  
**(ウ) 特定継続世帯 第9条の6**  
**第3号の額に10分の7を乗じた額**

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**31万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

**キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の4の額に10分の5を乗じた額**

**ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の5の額に10分の5を乗じた額**

**ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額**

**(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第9条の6第1号の額に10分の5を乗じた額**

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**56万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(イ) 特定世帯 第9条の6第2号の額に10分の5を乗じた額

(ウ) 特定継続世帯 第9条の6第3号の額に10分の5を乗じた額

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**57万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の4の額に10分の2を乗じた額

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の5の額に10分の2を乗じた額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第9条の6第1号の額に10分の2を乗じた額

- 2 (略)  
(1)・(2) (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**及び**被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額**及び**被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

(イ) 特定世帯 第9条の6第2号の額に10分の2を乗じた額

(ウ) 特定継続世帯 第9条の6第3号の額に10分の2を乗じた額

- 2 (略)  
(1)・(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 第9条の4の額から前項第1号キに規定する金額を減額した額に10分の5を乗じた額

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 第9条の4の額から前項第2号キに規定する金額を減額した額に10分の5を乗じた額

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 第9条の4の額から前項第3号キに規定する金額を減額した額に10分の5を乗じた額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 第9条の4の額に10分の5を乗じた額

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額**及び**18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額**及び**18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額、

れ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前であ

る被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第59号

福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町墓地設置及び管理条例(昭和61年福島町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
吉岡(寺町)墓地	松前郡福島町字吉岡213番地1	吉岡(寺町)墓地	松前郡福島町字吉岡213番地1
	〃 〃 213番地2		〃 〃 213番地2
	〃 〃 214番地1		〃 〃 214番地1
	〃 〃 214番地2		〃 〃 214番地2
			〃 〃 <b>131番地6</b>
			〃 〃 <b>132番地9</b>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第60号

横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例

横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例

横綱千代の山・千代の富士記念館条例(平成8年福島町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表1(第5条関係) 入館料 (1) 横綱記念館のみ入館			別表1(第5条関係) 入館料 (1) 横綱記念館のみ入館		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	20人以上の団体		個人	20人以上の団体
1 小学校の児童及び 中学校・高校の生徒	<u>250円</u>	1人につき <u>200円</u>	1 小学校の児童及び 中学校・高校の生徒	<u>350円</u>	1人につき <u>300円</u>
2 上記の1以外の者で 15歳以上の者	<u>500円</u>	1人につき <u>400円</u>	2 上記の1以外の者で 15歳以上の者	<u>600円</u>	1人につき <u>500円</u>
(2) 青函トンネル記念館と併せて 入館			(2) 青函トンネル記念館と併せて 入館		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	20人以上の団体		個人	20人以上の団体
1 小学校の児童及び 中学校・高校の生徒	<u>350円</u>	1人につき <u>250円</u>	1 小学校の児童及び 中学校・高校の生徒	<u>550円</u>	1人につき <u>450円</u>
2 上記の1以外の者で 15歳以上の者	<u>700円</u>	1人につき <u>500円</u>	2 上記の1以外の者で 15歳以上の者	<u>900円</u>	1人につき <u>700円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第61号

福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例

福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例

福島町青函トンネル記念館条例(平成16年福島町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表1(第5条関係) 入館料 (1) 青函トンネル記念館のみ入館			別表1(第5条関係) 入館料 (1) 青函トンネル記念館のみ入館		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	20人以上の団体		個人	20人以上の団体
1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>200円</b>	1人につき <b>150円</b>	1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>300円</b>	1人につき <b>250円</b>
2 上記1以外の者で15歳以上の者	<b>400円</b>	1人につき <b>300円</b>	2 上記1以外の者で15歳以上の者	<b>500円</b>	1人につき <b>400円</b>
(2) 横綱記念館と併せて入館			(2) 横綱記念館と併せて入館		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	20人以上の団体		個人	20人以上の団体
1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>350円</b>	1人につき <b>250円</b>	1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>550円</b>	1人につき <b>450円</b>
2 上記1以外の者で15歳以上の者	<b>700円</b>	1人につき <b>500円</b>	2 上記1以外の者で15歳以上の者	<b>900円</b>	1人につき <b>700円</b>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第62号

福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例

福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例

福島町地域農政総合対策推進協議会条例(昭和52年福島町条例第24号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。



議案第63号

福島町林業振興協議会条例を廃止する条例

福島町林業振興協議会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町林業振興協議会条例を廃止する条例

福島町林業振興協議会条例(昭和61年福島町条例第10号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。



議案第64号

第6次福島町総合計画の変更について

第6次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第6次福島町総合計画（令和7年度3月改訂版）  
前期実施計画（R6～R9）・展望計画

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳				R9	R10～R13
				R6	R7	R8	R9		
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	13	711,000	161,700	218,700	130,300	200,300	0	
	農林業の振興	11	200,300	59,700	50,400	52,600	44,600	7,184,500	
	観光業の振興	9	195,500	59,600	57,700	41,100	37,100	3,1,255,000	
	商工業の振興	4	153,000	55,500	59,500	19,000	19,000	0	
	就労・創業支援の充実	5	128,900	40,400	29,500	29,500	29,500	3,61,200	
小計	42	1,388,700	369,900	415,800	272,500	330,500	13	1,500,700	
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	子育て支援の充実	4	219,800	20,400	171,400	14,000	14,000	2	56,000
	教育環境の充実	12	865,500	487,400	105,700	147,200	125,200	9	1,061,100
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0	0
	スポーツの振興	3	54,800	0	6,100	43,100	5,600	2	10,100
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	21	1,172,100	539,800	283,200	204,300	14,700	144,800	13	1,127,200
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	7	222,700	56,200	26,300	14,700	125,500	1	22,000
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	0
	健康増進と保健・医療の充実	4	134,700	37,800	25,900	12,000	59,000	2	54,000
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	357,400	94,000	52,200	26,700	184,500	3	76,000
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	19	1,092,200	211,000	208,800	429,300	243,100	8	675,800
	防災・消防体制の充実	13	479,500	81,300	258,600	80,400	59,200	4	268,000
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	12,500	0	0	0	0	0
	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活基盤の確保	3	190,400	6,100	81,500	9,900	93,900	2	35,600
小計	39	1,857,600	333,900	570,900	537,600	415,200	17	1,055,400	
一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり	協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域間交流の促進	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400	0	0
	移住・定住の支援	3	517,900	70,600	140,000	188,500	118,800	3	255,800
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政運営の推進	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2	19,400
小計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5	275,200	
総合計	122	5,675,600	1,546,400	1,555,600	1,294,900	1,278,700	51	4,034,500	

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳				R9	R10～R13
				R6	R7	R8	R9		
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	13	653,000	161,700	218,700	150,300	122,300	1	80,000
	農林業の振興	11	200,400	59,700	52,900	52,200	42,600	6	176,500
	観光業の振興	9	209,400	59,600	57,700	55,000	37,100	3	1,255,000
	商工業の振興	5	215,900	55,500	122,400	19,000	19,000	0	0
	就労・創業支援の充実	5	127,600	40,400	34,200	29,500	23,500	3	61,200
小計	43	1,406,300	369,900	485,900	306,000	244,500	13	1,572,700	
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	子育て支援の充実	4	213,800	20,400	171,400	11,000	11,000	2	44,000
	教育環境の充実	12	827,400	487,400	105,700	87,100	147,200	9	1,063,200
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0	0
	スポーツの振興	3	28,800	0	6,100	17,100	5,600	2	10,100
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	21	1,102,000	539,800	283,200	115,200	163,800	13	1,117,300	
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	6	220,900	56,200	19,900	19,300	125,500	2	23,800
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	0
	健康増進と保健・医療の充実	3	91,700	37,800	25,900	14,400	13,600	2	54,000
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	312,600	94,000	45,800	33,700	139,100	4	77,800
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	16	840,500	211,000	198,300	221,400	209,800	10	944,500
	防災・消防体制の充実	14	653,800	81,300	258,600	50,500	263,400	5	288,000
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	12,500	0	0	0	0	0
	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活基盤の確保	4	236,400	6,100	89,100	124,300	16,900	2	35,600
小計	38	1,834,200	333,900	568,000	419,200	513,100	20	1,360,100	
一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり	協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域間交流の促進	1	106,400	92,500	0	7,500	6,400	0	0
	移住・定住の支援	3	440,100	70,600	140,000	82,100	147,400	3	371,600
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政運営の推進	5	228,500	45,700	93,500	37,600	51,700	4	74,900
小計	9	775,000	208,800	233,500	127,200	205,500	7	446,500	
総合計	120	5,430,100	1,546,400	1,616,400	1,001,300	1,266,000	57	4,574,400	

## 変更前

事業主体別内訳		総事業費	年度別内訳				展覧計画 R10~R13 件数
			R6	R7	R8	R9	
			(単位：千円)				
町	国庫支出金	333,300	52,400	133,600	72,900	74,400	399,200
	道支出金	153,300	48,100	38,500	38,100	28,600	121,600
	町負担金	0	0	0	0	0	0
	地方債	2,147,900	665,900	631,500	395,100	455,400	1,403,900
	その他	882,800	206,100	241,600	277,600	157,500	246,400
	一般財源	1,882,400	485,700	379,300	478,300	539,100	1,795,400
	事業費	5,399,700	1,458,200	1,424,500	1,262,000	1,255,000	3,966,500
道	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0	0
	地方債	73,900	23,500	42,400	8,000	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0	0
	事業費	73,900	23,500	42,400	8,000	0	0
一部事務組合	国庫支出金	1,500	1,500	0	0	0	10,000
	道支出金	0	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0	0
	地方債	76,400	16,100	49,100	5,600	5,600	43,600
	その他	0	0	0	0	0	0
	一般財源	30,900	8,200	21,500	1,200	0	0
	事業費	108,800	25,800	70,600	6,800	5,600	53,600
その他	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0	0
	地方債	58,000	14,500	14,500	14,500	14,500	0
	その他	20,800	20,800	0	0	0	0
	一般財源	14,400	3,600	3,600	3,600	3,600	14,400
	事業費	93,200	38,900	18,100	18,100	18,100	14,400

2頁

## 変更後

事業主体別内訳		総事業費	年度別内訳				展覧計画 R10~R13 件数
			R6	R7	R8	R9	
			(単位：千円)				
町	国庫支出金	390,300	52,400	220,500	45,000	72,400	399,200
	道支出金	152,200	48,100	38,500	37,200	28,400	120,800
	町負担金	0	0	0	0	0	0
	地方債	2,328,300	665,900	631,500	409,000	621,900	1,690,100
	その他	711,700	206,100	210,200	146,900	148,500	246,400
	一般財源	1,571,700	485,700	384,600	330,300	371,100	2,049,900
	事業費	5,154,200	1,458,200	1,485,300	988,400	1,242,300	4,506,400
道	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0	0
	地方債	73,900	23,500	42,400	8,000	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0	0
	事業費	73,900	23,500	42,400	8,000	0	0
一部事務組合	国庫支出金	1,500	1,500	0	0	0	10,000
	道支出金	0	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0	0
	地方債	76,400	16,100	49,100	5,600	5,600	43,600
	その他	0	0	0	0	0	0
	一般財源	30,900	8,200	21,500	1,200	0	0
	事業費	108,800	25,800	70,600	6,800	5,600	53,600
その他	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0	0
	地方債	58,000	14,500	14,500	14,500	14,500	0
	その他	20,800	20,800	0	0	0	0
	一般財源	14,400	3,600	3,600	3,600	3,600	14,400
	事業費	93,200	38,900	18,100	18,100	18,100	14,400

2頁

		変更前				変更後				
3頁		(単位:千円)				(単位:千円)				
【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針I)		【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針I)				【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針I)				
【項目】水産業の振興		【項目】水産業の振興				【項目】水産業の振興				
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			年度別計画			展望計画 (R10~R13)	
			R6	R7	R8	R9	R6	R7		R8
(略)										
吉岡漁村環境改善センター解体事業	町	82,000			解体実施設 計			解体工事		
				2,000					2,000	80,000
(略)										
水産加工業支援事業	町	28,000	水産加工業 支援金	水産加工業 支援金				水産加工業 支援金		
			14,000	14,000					14,000	
(略)										
アロピ陸上養殖生産等調査事業	町	7,700	アロピ生産 試験 水質調査 外	アロピ生産 試験 水質調査 外				アロピ生産 試験 水質調査 外		
			7,700	7,700					7,700	8,000
項目合計	13	711,000	161,700	218,700	130,300	200,300	150,300	122,300	90,000	90,000

変更前

変更後

4頁

4頁

【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針 I)

【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針 I)

【項目】 農林業の振興

【項目】 農林業の振興

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
福島町農業協同組合活動推進事業	町	8,000	活動助成 2,000	活動助成 2,000	活動助成 2,000	活動助成 8,000
活性化センター改修事業	町	6,000		屋根・外壁塗装		屋根塗装工事 外壁塗装工事 町 6,000
(略)						
(略)						
農業法人設立準備事業	町	3,300		活動事業費 1,300	活動事業費 2,000	
項目合計	11	200,300	52,700	50,400	52,600	7 44,600

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
福島町農業協同組合活動推進事業	町	4,000	活動助成 2,000	活動助成 2,000		
活性化センター改修事業	町	0				屋根塗装工事 外壁塗装工事 町 6,000
(略)						
農業経営緊急支援事業	町	2,500		支援金の交付 2,500		
(略)						
農業法人設立準備事業	町	10,900		活動事業費 1,300	活動事業費 9,600	
基本方向合計	11	200,400	52,700	52,900	52,200	6 42,600

変更前

5頁

【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針Ⅰ)

【項目】 観光業の振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
福島町岩部海岸 わくわくクルーズ事業	町	28,200	管理委託及び 運航支援 5,100	管理委託及び 運航支援 8,800	管理委託及び 運航支援 9,200	管理委託及び 運航支援 5,100	
道の駅再整備事業	町	48,300	管理業務委託料 11,800	管理業務委託料 備品購入 15,400	管理業務委託料 14,100	管理業務委託料 7,000	基本構想策 定 再整備実施 設計 1,013,000
(略)							
アニメツアーリズム 推進事業	町	33,900	アニメーション 作成・公開 9,700	アニメーション 作成・公開 11,500	アニメーション 作成・公開 9,700	アニメーション 作成・公開 3,000	
項目合計	9	209,400	59,600	57,700	55,000	37,100	3
基本方向合計							1,255,000

変更後

5頁

【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針Ⅰ)

【項目】 観光業の振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
福島町岩部海岸 わくわくクルーズ事業	町	24,100	管理委託及び 運航支援 5,100	管理委託及び 運航支援 8,800	管理委託及び 運航支援 5,100	管理委託及び 運航支援 5,100	
道の駅再整備事業	町	41,200	管理業務委託料 11,800	管理業務委託料 備品購入 15,400	管理業務委託料 7,000	管理業務委託料 7,000	基本構想策 定 再整備実施 設計 1,013,000
(略)							
アニメツアーリズム 推進事業	町	31,200	アニメーション 作成・公開 9,700	アニメーション 作成・公開 11,500	アニメーション 作成・公開 7,000	アニメーション 作成・公開 3,000	
項目合計	9	195,500	59,600	57,700	41,100	37,100	3
基本方向合計							1,255,000

変更前

変更後

6頁

6頁

【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針 I)

【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針 I)

【項目】 商工業の振興

【項目】 商工業の振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
地域経済緊急支援事業	町	73,000	36,500	36,500			
(略)							
項目合計	4	153,000	55,500	59,500	19,000	19,000	

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
商工業者緊急支援事業	町	18,000		支援金の交付			
				18,000			
地域経済緊急支援事業	町	117,900	36,500	81,400			
(略)							
基本方向合計	5	215,900	55,500	122,400	19,000	19,000	

変更前

7頁

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）  
【項目】就労・創業支援の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
チャレンジスピリット応援事業	町	36,000	施設投資助成金	施設投資助成金	施設投資助成金	施設投資助成金	
雇用奨励等支援事業	町	30,000	18,000 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金	6,000 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金	6,000 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金	6,000 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金	町 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金
(略)			7,500	7,500	7,500	7,500	30,000
項目合計	5	128,900	40,400	29,500	29,500	29,500	3 61,200
基本方向向合計	42	1,388,700	369,900	415,800	272,500	330,500	13 1,500,700

変更後

7頁

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）  
【項目】就労・創業支援の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
チャレンジスピリット応援事業	町	32,400	施設投資助成金	施設投資助成金	施設投資助成金	施設投資助成金	
雇用奨励等支援事業	町	32,300	18,000 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金	8,400 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金	6,000 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金	6,000 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金	町 福島商業高校新卒者採用、外国人技能実習生受入助成金
(略)			7,500	9,900	7,500	7,500	30,000
項目合計	5	127,600	40,400	34,200	29,500	23,500	3 61,200
基本方向向合計	43	1,406,300	369,900	485,900	306,000	244,500	13 1,572,700

変更前

8頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）  
【項目】子育て支援の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
子ども医療費助成事業	町	36,600	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	町 子ども医療費の助成
(略)			8,100	7,500	10,500	10,500	42,000
項目合計	4	219,800	20,400	171,400	14,000	14,000	2 56,000

変更後

8頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）  
【項目】子育て支援の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
子ども医療費助成事業	町	30,600	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	町 子ども医療費の助成
(略)			8,100	7,500	7,500	7,500	30,000
項目合計	4	213,800	20,400	171,400	11,000	11,000	2 44,000

変更前

9頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）  
【項目】 教育環境の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町立小中学校 舎改修事業	町	66,000		福島中学校 外壁修繕、 屋上防水塗 装	福島小学校 外壁修繕、 屋上防水塗 装	改修基本設 計、実施設 計、新校舎 改築、旧校 舎
(略)			30,000	36,000		730,000
給食センター施 設整備事業	町	32,200		ボイラー改 修 配送車更新 備荒資金生 賦金(重)	備荒資金年 賦金(重)	
項目合計	12	965,500	487,400	105,700	147,200	9
					30,100	2,100
					125,200	1,061,100
						6,300

変更後

9頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）  
【項目】 教育環境の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町立小中学校校 舎改修事業	町	30,000		福島中学校 外壁修繕、 屋上防水塗 装	福島中学校 外壁修繕、 屋上防水塗 装	改修基本設 計、実施設 計、新校舎 改築、旧校 舎
(略)						730,000
給食センター施 設整備事業	町	30,100		ボイラー改 修 配送車更新 備荒資金生 賦金(重)	備荒資金年 賦金(重)	
項目合計	12	927,400	487,400	105,700	87,100	9
						30,100
					147,200	1,063,200
						8,400

変更前

11頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）  
【項目】 スポーツの振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町民プール改修 事業	町	7,500		採暖室(女 子)改修	採暖室(男 子)改修	
総合体育館屋内 消火栓設備改良 事業	町	38,000		工事実施設 計	改良工事	
項目合計	3	54,800	3,000	6,100	43,100	2
基本方向合計	21	1,172,100	539,800	283,200	204,300	13
					35,000	2,500
					5,000	5,000
					144,800	1,127,200

変更後

11頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）  
【項目】 スポーツの振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町民プール改修 事業	町	2,500		照明設備の LED化	採暖室(男 子)改修	
総合体育館屋内 消火栓設備改良 事業	町	17,000		工事実施設 計	改良工事	
項目合計	3	28,800	3,000	6,100	17,100	2
基本方向合計	21	1,102,000	539,800	283,200	115,200	13
					14,000	2,500
					5,600	5,000
					163,800	1,117,300

変更前

12頁

【基本方向】 福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり (基本方針Ⅲ)  
 【項目】 高齢者福祉の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
生活支援ハウス 改修事業	町	1,800			改修調査 費 1,800		
(略)							
老人福祉施設 (特養) 整備事業	町	6,400			電動ベッド 等更新-20 台 6,400		
項目合計	7	222,700	56,200	26,300	14,700	125,500	22,000

変更後

12頁

【基本方向】 福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり (基本方針Ⅲ)  
 【項目】 高齢者福祉の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
生活支援ハウス 改修事業	町	0					改修調査 費 1,800
(略)							
老人福祉施設 (特養) 整備事業	町	6,400			電動ベッド 等更新-20 台 6,400		
項目合計	6	220,900	56,200	19,900	19,300	125,500	23,800

変更前

13頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）  
 【項目】健康増進と保健・医療の充実

(単位：千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
吉岡温泉改修事業	町	42,300	防音壁設置 工事・臭気対策工事	深井戸水中 モーターポンプ入替工事			深井戸水中 モーターポンプ入替工事 町
			26,000	16,300			18,000
旧吉岡温泉解体事業	町	53,000		解体調査委託	解体工事		
				3,000	50,000		
(略)							
項目合計	4	134,700	37,800	25,900	12,000	59,000	2 54,000
基本方向合計	11	357,400	94,000	52,200	26,700	184,500	3 76,000

変更後

13頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）  
 【項目】健康増進と保健・医療の充実

(単位：千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
吉岡温泉改修事業	町	52,300	防音壁設置 工事・臭気対策工事	深井戸水中 モーターポンプ入替工事	サイロ室外 改修工事・ サイロ室内 部改修、主 すりの設置	サイロ室外 改修工事、 換気風の設 置、洗浄用 シンクの設 置	深井戸水中 モーターポンプ入替工事 町
			26,000	16,300	5,400	4,600	18,000
旧吉岡温泉解体事業	町	0					
(略)							
項目合計	3	91,700	37,800	25,900	14,400	13,600	2 54,000
基本方向合計	9	312,600	94,000	45,800	33,700	139,100	4 77,800

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)	
			R6	R7	R8		R9
(略)							
町営住宅長寿命化等事業	町	8,000		長寿命化計画 内装改修実 施計画 丸山団地S60 棟			
町営住宅管理設備等更新事業	町	16,200	プロパン 庫、灯油 庫、ドア取 替4棟10カ 所、外灯取 替3基	プロパン 庫、灯油 庫、ドア取 替2棟4カ 所、外灯取 替3基	インターホ ン取替3棟36 戸	インターホ ン取替2棟12 戸 町	
町道整備事業	町	220,000	川原町汐見 町線 L=220m W=4.3～4.7m	汐見町2号線 L=88m W=4.5m	赤川2号線 外3路線 L=23.5m W=4m～10.5m	汐見町3号線 外1路線 L=34.3m W=5.5m～6.0 m	福島漁港線 外 町
(略)			50,000	28,000	69,000	73,000	237,000

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)	
			R6	R7	R8		R9
(略)							
町営住宅長寿命化等事業	町	30,300		長寿命化計 画 内装改修実 施計画 丸山団地S60 棟	丸山S60内装 改修 内装改修実 施設計外		
町営住宅管理設備等更新事業	町	18,500	プロパン 庫、灯油 庫、ドア取 替4棟10カ 所、外灯取 替3基	プロパン 庫、灯油 庫、ドア取 替2棟4カ 所、外灯取 替3基	インターホ ン取替3棟36 戸 町	インターホ ン取替2棟12 戸	
町道整備事業	町	168,200	川原町汐見 町線 L=220m W=4.3～4.7m	汐見町2号線 L=88m W=4.5m	赤川2号線 外3路線 L=23.5m W=4m～10.5m	汐見町3号線 外1路 L=70m W=4m	福島漁港線 外 町
(略)			50,000	28,000	74,200	16,000	237,000

変更前

14頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】町の基盤整備の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
町道舗装補修事業	町	99,400	吉岡漁港1号線 L=190m W=2.5m	本町1号線外1路線 L=232m W=3.5~4.4m	館崎2号線外1路線 L=343m W=5.5~6m	三岳6号線 L=450m W=5m	吉野1号線外 町
(略)			2,000	26,700	55,700	15,000	36,200
道路台帳デジタル化事業	町	12,800			道路台帳デジタル化	12,800	
橋梁長寿命化事業	町	156,100	桧倉橋	熊野橋、月崎2号団地1号橋 補修設計	折加内橋、橋梁点検44橋	折加内橋、橋梁点検10橋、計画策定54橋	補修工事、補修設計、橋梁点検、計画策定
			32,500	15,400	45,500	62,700	83,100

変更後

14頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】町の基盤整備の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
町道舗装補修事業	町	106,400	吉岡漁港1号線 L=190m W=2.5m	本町1号線外1路線 L=232m W=3.5~4.4m		三岳6号線 L=450m W=5m	吉野1号線外 町
(略)			2,000	26,700		77,700	40,400
道路台帳デジタル化事業	町	0					道路台帳デジタル化
橋梁長寿命化事業	町	163,600	桧倉橋	熊野橋、月崎2号団地1号橋 補修設計	折加内橋、橋梁点検44橋	折加内橋、橋梁点検10橋、計画策定54橋	補修工事、補修設計、橋梁点検、計画策定
			32,500	15,400	53,000	62,700	83,100

変更前

14頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
新緑公園整備事業	町	95,000			夜間照明LED化	野球場フェンス設置	
中塚橋配水管移設事業	町	139,000		実施設計	既設管撤去、仮設配管布設	65,000 実施設計	配水管添架、仮設配管撤去 町
(略)			10,500	119,500		9,000	161,000
老朽配水管更新事業	町	50,800			白符地区区道横断水管L=36.0m、実施設計	町道汐見町4号線、実施設計	福島地区配水管L=100.0m、実施設計
(略)			20,600	9,900	6,500	13,800	
項目合計	19	1,092,200	211,000	208,800	429,300	243,100	8 675,800

変更後

14頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
新緑公園整備事業	町	0					間照明LED化、野球場フェンス設置 町
中塚橋配水管移設事業	町	0					配水管添架、仮設配管布設・撤去、既設管撤去 町
(略)							300,000
老朽配水管更新事業	町	58,600			白符地区区道横断水管L=45.0m、実施設計	町道汐見町4号線、町地区減圧弁、実施設計	福島地区配水管L=100.0m、実施設計
(略)			20,600	9,900	14,300	13,800	
項目合計	19	1,092,200	211,000	208,800	429,300	243,100	8 675,800

変更前

15頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
項目合計	19	1,092,200	211,000	208,800	429,300	243,100	8 675,800

変更後

15頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
項目合計	16	840,500	211,000	198,300	221,400	209,800	10 944,500

変更前

16頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
【項目】防災・消防体制の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)	
			R6	R7	R8	R9		
防災・減災対策事業	町	103,400		大型トイレカーテンパーテーション、Jアラート受信機更新 83,400	非常用電源設備更新 20,000			
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波避難緊急事業	町	111,100	津波避難対策計画策定 3,900	津波避難対策計画策定 7,200	避難路整備、コンテナ整備 50,000	避難路整備、コンテナ整備 200,000	町	
(略)								
普通河川整備事業	町	141,800	酒内川 L=100m、板橋川L=46m、測量調査設計、浜沢川外護岸補修 L=10m 外 48,000	福島川 河川 外3 積ブロック 工外 L=88m 外 93,800				
(略)								
項目合計	13	479,500	81,300	258,600	80,400	59,200	4	268,000

変更後

16頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
【項目】防災・消防体制の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)	
			R6	R7	R8	R9		
防災・減災対策事業	町	139,000		大型トイレカーテンパーテーション、Jアラート受信機更新 83,400	移動式エアコン、防災備蓄コンテナ、冷暖毛布、Jアラートアンテナ 35,600	非常用電源設備更新 20,000		
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波避難緊急事業	町	91,100	津波避難対策計画策定 3,900	津波避難対策計画策定 7,200		避難路整備、コンテナ整備 50,000	避難路整備、コンテナ整備 200,000	
吉岡地区防災広場整備事業	町	154,500			旧吉岡温泉媒体施設設計委託 4,500	旧吉岡温泉媒体工事、防災広場整備 150,000		
(略)								
普通河川整備事業	町	176,000	酒内川 L=100m、板橋川L=46m、測量調査設計、浜沢川外護岸補修 L=10m 外 48,000	福島川 河川 外3 積ブロック 工外 L=88m 外 93,800		鶴吉橋川、酒内川浚渫 20,000	町	
(略)								
項目合計	14	653,800	81,300	258,600	50,500	263,400	5	288,000

変更前

18頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
【項目】生活基盤の確保

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
地域公共交通確保 保維持改善事業	町	20,400	5,100	5,100	5,100	5,100	20,400
テレビジョン中 継局地上デジタル 送信機等更新 事業	町	157,600		72,600		85,000	
(略)							
項目合計	3	190,400	6,100	81,500	8,900	93,900	2

変更後

18頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
【項目】生活基盤の確保

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
地域公共交通確保 保維持改善事業	町	25,500	5,100	5,100	10,200	5,100	20,400
テレビジョン中 継局地上デジタル 送信機等更新 事業	町	174,900		72,600	102,300		
地域間幹線系統 木戸内松前線支 援事業	町	23,600		7,600	8,000	8,000	
(略)							
項目合計	4	236,400	6,100	89,100	124,300	16,900	2

変更前

19頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
【項目】生活安全の確保

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
空家対策支援事 業	町	49,000	16,000	13,000	10,000	10,000	40,000
項目合計	1	49,000	16,000	13,000	10,000	10,000	1

変更後

19頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
【項目】生活安全の確保

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
空家対策支援事 業	町	57,000	16,000	13,000	14,000	14,000	56,000
項目合計	1	57,000	16,000	13,000	14,000	14,000	1

変更前

20頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】 地域生活を支える取組の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
項目合計	2	34,000	7,000	9,000	9,000	2 36,000
基本方向合計	39	1,857,600	333,900	570,900	537,600	17 1,055,400

変更後

20頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】 地域生活を支える取組の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
項目合計	2	34,000	7,000	9,000	9,000	2 36,000
基本方向合計	38	1,834,200	333,900	568,000	419,200	20 1,360,100

変更前

21頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）  
 【項目】 地域間交流の促進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町内会館等整備事業	町	108,900	92,500			
			92,500			
項目合計	1	108,900	92,500			

変更後

21頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）  
 【項目】 地域間交流の促進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町内会館等整備事業	町	106,400	92,500			
			92,500			
項目合計	1	106,400	92,500			

変更前

22頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）  
【項目】移住・定住の支援

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
定住促進住宅整備事業	町	122,900	住宅建設1棟、工事監理外	実施設計(次年度分)	住宅建設1棟	住宅建設2棟 町
定住向け町有住宅整備事業	町	365,000	住宅建設1棟、工事監理外	建設設計(次年度分)	建設工事1棟、工事監理外、実施設計(次年度分)	建設工事1棟、工事監理外、実施設計(次年度分)
			63,100	4,800	55,000	110,000
項目合計	3	517,900	127,700	140,000	111,300	115,800
			70,600	188,500	118,800	255,800

変更後

22頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）  
【項目】移住・定住の支援

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
定住促進住宅整備事業	町	142,500	住宅建設1棟、工事監理外	実施設計(次年度分)	住宅建設1棟	住宅建設2棟 町
定住向け町有住宅整備事業	町	267,600	住宅建設1棟、工事監理外	建設設計(次年度分)	建設工事1棟、工事監理外、実施設計(次年度分)	建設工事2棟、工事監理外、実施設計(次年度分)
			63,100	4,800	74,600	110,000
項目合計	3	440,100	127,700	140,000	82,100	147,400
			70,600	139,900	147,400	371,600

変更前

23頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）  
【項目】行政運営の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
町有財産管理事業	町	33,200			福島生活改善センター解体・外構工事 施設	改善センター解体・外構工事 町
役場庁舎等改修事業	町	40,700	エレベーター更新	車庫外壁改修		
			3,200	30,000	3,200	30,000
項目合計	町	40,700	25,500	15,200	25,500	15,200
			25,500	15,200	25,500	25,500

変更後

23頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）  
【項目】行政運営の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
公用車更新事業	町	21,500	普通車1台(建設)、軽自動車1台(福祉タンクト)	普通車1台(水道)	普通車1台(トラック1台(商工))	普通車1台(普通車(町長送迎者)、交通安全車)
項目合計	町	21,500	5,500	8,000	8,000	7,000
			5,500	8,000	8,000	7,000

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）  
 【項目】行財政運営の推進

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）  
 【項目】行財政運営の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展覧計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
項目合計	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500
基本方向合計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700
総合計	122	5,675,600	1,546,400	1,555,600	1,294,900	1,278,700

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展覧計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
項目合計	5	228,500	45,700	93,500	37,600	51,700
基本方向合計	9	775,000	208,800	233,500	127,200	205,500
総合計	120	5,430,100	1,546,400	1,616,400	1,001,300	1,266,000



議案第 65 号

福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

福島町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 10 日提出

福島町長 鳴海 清春

1. 福島町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 8 年 3 月改定版）  
（令和 8 年度～令和 12 年度）

## 福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後
	表紙		<p style="text-align: center;">福島町過疎地域持続的発展市町村計画</p> <p style="text-align: center;">令和3年度～令和7年度</p> <p style="text-align: center;">北海道福島町</p>	<p style="text-align: center;">福島町過疎地域持続的発展市町村計画</p> <p style="text-align: center;">令和8年度～令和12年度</p> <p style="text-align: center;">北海道福島町</p>
<p>1 基本的な事項 (2) 福島町の概況</p>	2	19～20	<p>イ 過疎の状況 当町の人口は、昭和30年国勢調査人口13,428人をピークに減少しはじめましたが、その後、青函トンネル工事の影響を受け昭和45年から昭和50年にかけて一時的に増加したものの、トンネル工事の完成が近づくに従って人口の流出が始まり、工事完了後にはトンネル工事関係者の転出が進んだことに加え、出生者数の減少等による自然減、就労を求めて町外就労先への転出などの要因による社会減少が顕著となり、高齢者人口の増加が顕著となっており、以下のような状況が続いており、平成27年国勢調査人口は4,422人と、ピーク時の6割以下となっておりです。</p> <p>このような状況において、当町では、トンネル工事終了後、基幹産業の振興を積極的に展開することとし、「総合計画」に基づき就業の確保、生産基盤や生活基盤等の整備を実施してまいりました。</p> <p>平成28年の過疎地域の指定以降は、「過疎計画」を策定するとともに、道路、公営住宅、浄化槽整備、消防・防災設備及び地場産業の振興、子ども医療費の無料化、出産祝い金、定住促進住宅奨励事業など、社会基盤整備や子育て支援、定住環境の整備に努めてきたところであります。</p> <p>また、「人口ビジョン・総合戦略」の各対策を推進することにより、人口の流出に歯止めをかける努力をしてまいりました。</p> <p>長引く深刻な経済不況の影響や、少子・高齢化等社会環境が著しく変化するなど当町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、豊かな自然環境や歴史的資源、特産品などの地域資源を活用しながら、魅力あるまちづくりと地域が輝きながら発展するための諸施策の展開が必要となっております。</p>	<p>イ 過疎の状況 当町の人口は、昭和30年国勢調査人口13,428人をピークに減少しはじめましたが、その後、青函トンネル工事の影響を受け昭和45年から昭和50年にかけて一時的に増加したものの、トンネル工事の完成が近づくに従って人口の流出が始まり、工事完了後にはトンネル工事関係者の転出が進んだことに加え、出生者数の減少等による自然減、就労を求めて町外就労先への転出などの要因による社会減少が顕著となり、高齢者人口の増加が顕著となっており、以下のような状況が続いており、令和2年国勢調査人口は3,794人と、ピーク時の3割以下となっておりです。</p> <p>このような状況において、当町では、トンネル工事終了後、基幹産業の振興を積極的に展開することとし、「総合計画」に基づき就業の確保、生産基盤や生活基盤等の整備を実施してまいりました。</p> <p>平成28年の過疎地域の指定以降は、「過疎計画」を策定するとともに、道路、公営住宅、浄化槽整備、消防・防災設備及び地場産業の振興、子ども医療費の無料化、出産祝い金、定住促進住宅奨励事業など、社会基盤整備や子育て支援、定住環境の整備に努めてきたところであります。</p> <p>また、「人口ビジョン・総合戦略」の各対策を推進することにより、人口の流出に歯止めをかける努力をしてまいりました。</p> <p>長引く深刻な経済不況の影響や、少子・高齢化等社会環境が著しく変化するなど当町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、豊かな自然環境や歴史的資源、特産品などの地域資源を活用しながら、魅力あるまちづくりと地域が輝きながら発展するための諸施策の展開が必要となっております。</p>
<p>1 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向</p>	3	15～24  32～34	<p>ア 人口の推移と動向 当町における国勢調査による人口は、昭和30年13,428人をピークとして、青函トンネル工事期における人口の増えがあったものの工事終了後は減少に転じ、平成27年では4,422人と、昭和60年国勢調査人口10,159人と比較すると7,737人減少し、実に56.5%と大きな減少率となっており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。</p> <p>年齢構成別人口の推移は、年少人口（0～14歳）は昭和60年から平成27年までの30年間で2,007人（85.8%）が減少しており、生産年齢人口（15～64歳）についても、昭和60年から平成27年までの30年間で4,292人（65.7%）といずれも大幅な減少となっております。</p> <p>反面、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年の1,291人から平成27年には1,853人と増加して上回る状況となりました。その後、平成27年では41.9%で全道平均29.1%、全国平均の26.6%を大きく上回っており、高齢化が顕著な状況となっております。</p> <p>この状況が今後も続くこと、人口減少、少子化、高齢化はさらに進展し、町民の生活や産業振興、財政運営などに悪い影響を与え、当町の存続が懸念されることとなることから、人口減少を抑制するための対策を引き続き実施する必要があります。</p> <p>特に当町は、生産年齢人口の転出が多く、また、社会減少が人口減に大きな影響を与えている状況にあります。</p> <p>人口減少を抑制する効果となると、自然減少の抑制に向けた取り組みを進めつつも、特に社会減少の抑制に向けた取り組みを進めていくことが必要です。</p> <p>「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」における将来の人口見通しについては、2040年（令和22年）の時点で総人口は1,741人と推計されていますが、「総合計画」や「総合戦略」、また、本計画の政策誘導により最低限1,700人台を維持することが重要となります。</p>	<p>ア 人口の推移と動向 当町における国勢調査による人口は、昭和30年13,428人をピークとして、青函トンネル工事期における人口の増えがあったものの工事終了後は減少に転じ、令和2年では3,794人と、昭和55年国勢調査人口11,613人と比較すると7,819人減少し、実に67.3%と大きな減少率となっており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。</p> <p>年齢構成別人口の推移は、年少人口（0～14歳）は平成2年から令和2年までの30年間で1,357人（85.6%）が減少しており、生産年齢人口（15～64歳）についても、平成2年から令和2年までの30年間で3,450人（66.8%）といずれも大幅な減少となっております。</p> <p>反面、65歳以上の高齢者人口は、平成2年の1,362人から令和2年には1,852人と増加しており、人口比率も昭和55年の16.8%から年々上昇し、令和2年には48.8%と全道平均の32.2%、全国平均の28.6%を大きく上回っており、高齢化が顕著な状況となっております。</p> <p>この状況が今後も続くこと、人口減少、少子化、高齢化はさらに進展し、町民の生活や産業振興、財政運営などに悪い影響を与え、当町の存続が懸念されることとなることから、人口減少を抑制するための対策を引き続き実施する必要があります。</p> <p>特に当町は、生産年齢人口の転出が多く、また、社会減少が人口減に大きな影響を与えている状況にあります。</p> <p>人口減少を抑制する効果となると、自然減少の抑制に向けた取り組みを進めつつも、特に社会減少の抑制に向けた取り組みを進めていくことが必要です。</p> <p>「第3期福島町人口ビジョン・総合戦略」における将来の人口見通しについては、2045年（令和27年）の時点で総人口は1,609人と推計されていますが、「総合計画」や「総合戦略」、また、本計画の政策誘導により最低限1,600人台を維持することが重要となります。</p>

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前		変更後															
			表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)																	
1 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向	4		表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)																	
			区分	昭和35年 実数	昭和50年 実数	昭和60年 実数	平成2年 実数	平成17年 実数	平成27年 実数	昭和55年 実数	平成2年 実数	平成12年 実数	平成22年 実数	令和2年 実数	昭和55年 増減率	平成2年 増減率	平成12年 増減率	平成22年 増減率	令和2年 増減率	
			総数	12,038	12,562	10,159	8,111	5,897	4,422	11,613	8,111	6,795	5,114	3,794	11,613	-30.2	-16.2	-24.7	-25.8	
			0歳～14歳	4,919	3,425	2,338	1,585	607	331	2,999	1,585	840	446	228	2,999	-47.1	-47.0	-46.9	-48.9	
			15歳～64歳	6,432	8,072	6,530	5,164	3,456	2,238	7,445	5,164	4,205	2,796	1,714	7,445	-30.6	-18.6	-33.5	-38.7	
			うち 15歳～ 29歳(a)	2,439	2,806	1,746	1,106	714	365	2,291	1,106	985	455	289	2,291	-51.7	-10.9	-53.8	-36.5	
			65歳以上 (b)	687	1,065	55.0	21.2	1,834	1,853	1,169	1,362	1,750	1,872	1,852	1,169	16.5	28.5	7.0	1,852	
			若年者比率 (a)/総数	20.3	22.3	17.2	13.6	12.1	8.3	19.7	13.6	14.5	8.9	7.6	19.7	%	%	%	%	
			(b)/総数	5.7	8.5	12.7	16.8	31.1	41.9	10.1	16.8	25.8	36.6	48.8	10.1	%	%	%	%	
			高齢者比率																	
			表1-1(2)人口の推移 (住民基本台帳)																	
			区分	平成12年3月31日 実数	平成17年3月31日 実数	平成26年3月31日 実数	平成27年3月31日 実数	平成22年3月31日 実数	平成27年3月31日 実数	平成12年3月31日 実数	平成17年3月31日 実数	平成26年3月31日 実数	平成27年3月31日 実数	平成22年3月31日 実数	平成27年3月31日 実数	平成12年3月31日 増減率	平成17年3月31日 増減率	平成26年3月31日 増減率	平成27年3月31日 増減率	
			総数	6,913	6,207	6,207	5,303	5,303	5,303	6,207	6,207	6,207	5,303	5,303	5,303	-14.6	-14.6	-15.6	-13.7	
			男	3,313	47.9	2,950	2,491	2,491	2,491	3,313	3,313	3,313	2,491	2,491	2,491	47.0	47.0	47.0	47.0	
			女	3,600	52.1	3,257	2,812	2,812	2,812	3,600	3,600	3,257	2,812	2,812	2,812	53.0	53.0	53.0	53.0	
区分	平成26年3月31日 実数	平成27年3月31日 実数	平成26年3月31日 増減率	平成27年3月31日 増減率	平成26年3月31日 構成比	平成27年3月31日 構成比	平成26年3月31日 実数	平成27年3月31日 実数	平成26年3月31日 増減率	平成27年3月31日 増減率	平成26年3月31日 構成比	平成27年3月31日 構成比	平成26年3月31日 増減率	平成27年3月31日 増減率	平成26年3月31日 構成比	平成27年3月31日 構成比				
総数	4,716	4,580	-11.1	-2.9	46.7	46.9	4,716	4,580	-11.1	-2.9	46.7	46.9	-2.5	-2.5	46.7	46.9				
(外国人住民除く)	2,204	2,150	-11.5	-2.5	53.3	53.1	2,204	2,150	-11.5	-2.5	53.3	53.1	-3.3	-3.3	53.3	53.3				
男	2,512	2,430	-10.7	-3.3	3	4	2,512	2,430	-10.7	-3.3	3	4	33.3	33.3	3	4				
(外国人住民除く)	3	4	-	-	30	31	3	4	-	-	30	31	-	-	30	31				
参考																				

# 福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																																																																																				
1 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向	5		<p style="text-align: center;">表1-1 (3) 人口の見直し</p> <p style="text-align: center;">社人研推計と福島町がめざす推計の比較(総人口)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2000年 (H12)</th> <th>2005年 (H17)</th> <th>2010年 (H22)</th> <th>2015年 (H27)</th> <th>2020年 (R2)</th> <th>2025年 (R7)</th> <th>2030年 (R12)</th> <th>2035年 (R17)</th> <th>2040年 (R22)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社人研推計</td> <td>6,795</td> <td>5,897</td> <td>5,114</td> <td>4,422</td> <td>3,742</td> <td>3,131</td> <td>2,592</td> <td>2,104</td> <td>1,682</td> </tr> <tr> <td>福島町がめざす推計</td> <td>7,430</td> <td>6,795</td> <td>5,897</td> <td>5,114</td> <td>4,422</td> <td>3,742</td> <td>3,131</td> <td>2,592</td> <td>1,741</td> </tr> <tr> <td>国勢調査実績値</td> <td>7,430</td> <td>6,795</td> <td>5,897</td> <td>5,114</td> <td>4,422</td> <td>3,742</td> <td>3,131</td> <td>2,592</td> <td>1,741</td> </tr> </tbody> </table>	年	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	社人研推計	6,795	5,897	5,114	4,422	3,742	3,131	2,592	2,104	1,682	福島町がめざす推計	7,430	6,795	5,897	5,114	4,422	3,742	3,131	2,592	1,741	国勢調査実績値	7,430	6,795	5,897	5,114	4,422	3,742	3,131	2,592	1,741	<p style="text-align: center;">表1-1 (2) 人口の見直し</p> <p style="text-align: center;">福島町がめざす推計と社人研推計との比較(総人口)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2000年 (H12)</th> <th>2005年 (H17)</th> <th>2010年 (H22)</th> <th>2015年 (H27)</th> <th>2020年 (R2)</th> <th>2025年 (R7)</th> <th>2030年 (R12)</th> <th>2035年 (R17)</th> <th>2040年 (R22)</th> <th>2045年 (R27)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社人研推計(令和5年)</td> <td>6,795</td> <td>5,897</td> <td>5,114</td> <td>4,422</td> <td>3,794</td> <td>3,248</td> <td>2,794</td> <td>2,360</td> <td>1,959</td> <td>1,602</td> </tr> <tr> <td>福島町がめざす推計</td> <td>6,795</td> <td>5,897</td> <td>5,114</td> <td>4,422</td> <td>3,794</td> <td>3,253</td> <td>2,802</td> <td>2,368</td> <td>1,967</td> <td>1,609</td> </tr> <tr> <td>国勢調査実績値</td> <td>6,795</td> <td>5,897</td> <td>5,114</td> <td>4,422</td> <td>3,794</td> <td>3,253</td> <td>2,802</td> <td>2,368</td> <td>1,967</td> <td>1,609</td> </tr> </tbody> </table>	年	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	社人研推計(令和5年)	6,795	5,897	5,114	4,422	3,794	3,248	2,794	2,360	1,959	1,602	福島町がめざす推計	6,795	5,897	5,114	4,422	3,794	3,253	2,802	2,368	1,967	1,609	国勢調査実績値	6,795	5,897	5,114	4,422	3,794	3,253	2,802	2,368	1,967	1,609
年	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)																																																																															
社人研推計	6,795	5,897	5,114	4,422	3,742	3,131	2,592	2,104	1,682																																																																															
福島町がめざす推計	7,430	6,795	5,897	5,114	4,422	3,742	3,131	2,592	1,741																																																																															
国勢調査実績値	7,430	6,795	5,897	5,114	4,422	3,742	3,131	2,592	1,741																																																																															
年	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)																																																																														
社人研推計(令和5年)	6,795	5,897	5,114	4,422	3,794	3,248	2,794	2,360	1,959	1,602																																																																														
福島町がめざす推計	6,795	5,897	5,114	4,422	3,794	3,253	2,802	2,368	1,967	1,609																																																																														
国勢調査実績値	6,795	5,897	5,114	4,422	3,794	3,253	2,802	2,368	1,967	1,609																																																																														

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

変更前

変更後

イ 産業の推移と動向  
産業別人口の動向を見ると、就業者数はここ20年以上男女とも減少傾向が続いており、総数の平成27年と平成27年との比較では1,650人(46.7%)と大幅な減少となっております。  
平成27年の就業構造は、第1次産業14.4%、第2次産業38.7%、第3次産業46.9%となつており、産業3部門別の就業者数については、それぞれ減少傾向が続いていますが、特に第2次産業の減少が進んでおり、平成27年と平成27年を比較すると、第2次産業の減少が60.1%と大きく、水産加工業及び建設業従事者の減少が主な要因となっております。  
水産加工業については、雇用の場の確保にもつながら、町内経済にも大きく影響を及ぼすことから、今後は就業者の高齢化に対応した就労環境の整備と安定的な就業者の確保対策を進める必要がまいります。  
産業部門別の構成比については、平成22年に第2次産業と第3次産業の割合が逆転し、第2次産業の縮小、第3次産業の拡大が続いていますが、第1次産業は横ばいの状況が続いています。

イ 産業の推移と動向  
産業別人口の動向を見ると、就業者数はここ20年以上減少傾向が続いており、平成27年と令和2年の就業構造の比較では1,916人(54.2%)と大幅な減少となっております。  
令和2年の就業構造は、第1次産業14.9%、第2次産業36.5%、第3次産業48.6%となつており、産業3部門別の就業者数については、それぞれ減少傾向が続いていますが、特に第2次産業の減少が進んでおり、平成27年と令和2年を比較すると、第2次産業の減少が67.7%と大きく、水産加工業及び建設業従事者の減少が主な要因となっております。  
水産加工業については、雇用の場の確保にもつながら、町内経済にも大きく影響を及ぼすことから、今後は就業者の高齢化に対応した就労環境の整備と安定的な就業者の確保対策を進める必要がまいります。  
産業部門別の構成比については、平成22年に第2次産業と第3次産業の割合が逆転し、第2次産業の縮小、第3次産業の拡大が続いていますが、第1次産業は横ばいの状況が続いています。

表1-1 (4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,129	-2.1%	4,437	-11.7%	5,600	26.2%	5,134	-8.3%	5,134	-8.3%
第一次産業 就業人口比率	3,536	68.9%	3,181	-10.0%	1,741	-45.3%	1,110	-36.2%	1,015	-8.6%
第二次産業 就業人口比率	502	9.8%	812	61.8%	1,511	86.1%	3,150	108.5%	2,744	-12.9%
第三次産業 就業人口比率	1,091	21.3%	1,030	-5.6%	1,185	15.0%	1,340	13.1%	1,375	2.6%
	21.3%		20.5%		26.7%		23.9%		26.8%	

表1-1 (3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,129	-2.1%	4,437	-11.7%	5,600	26.2%	5,134	-8.3%	5,134	-8.3%
第一次産業 就業人口比率	3,536	68.9%	3,181	-10.0%	1,741	-45.3%	1,110	-36.2%	1,015	-8.6%
第二次産業 就業人口比率	502	9.8%	812	61.8%	1,511	86.1%	3,150	108.5%	2,744	-12.9%
第三次産業 就業人口比率	1,091	21.3%	1,030	-5.6%	1,185	15.0%	1,340	13.1%	1,375	2.6%
	21.3%		20.5%		26.7%		23.9%		26.8%	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,541	-11.6%	3,670	-19.2%	3,532	-3.8%	3,105	-12.1%	2,507	-19.3%
第一次産業 就業人口比率	770	17.0%	668	-13.2%	516	-22.8%	451	-12.6%	368	-18.4%
第二次産業 就業人口比率	2,420	53.3%	1,802	-25.5%	1,827	1.4%	1,481	-18.9%	1,079	-27.1%
第三次産業 就業人口比率	1,351	29.8%	1,200	-11.2%	1,189	-0.9%	1,173	-1.3%	1,060	-9.6%
	29.8%		32.7%		33.7%		37.8%		42.3%	

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,232	-11.0%	1,882	-15.7%	1,616	-14.1%
第一次産業 就業人口比率	332	14.9%	271	-18.4%	241	-11.1%
第二次産業 就業人口比率	885	39.7%	729	-17.6%	590	-19.1%
第三次産業 就業人口比率	1,015	45.5%	882	-13.1%	785	-11.0%
	45.5%		46.9%		48.6%	

2

6

基本的な事項  
(2) 人口及び産業の推移と動向

7

基本的な事項  
(2) 人口及び産業の推移と動向

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前				変更後																																																																																																																											
			平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度																																																																																																																								
1 基本的な事項 (3) 行財政の状況	9		<p>表 1-2 (1) 市町村財政の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度</th> <th>平成27年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入総額A</td> <td>3,690,425</td> <td>4,198,900</td> <td>3,956,579</td> <td>4,568,170</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>2,547,908</td> <td>2,529,708</td> <td>2,458,780</td> <td>2,631,209</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>261,985</td> <td>226,344</td> <td>244,619</td> <td>261,464</td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td>318,398</td> <td>284,004</td> <td>189,598</td> <td>148,649</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>297,357</td> <td>825,249</td> <td>443,673</td> <td>416,637</td> </tr> <tr> <td>うち 過疎対策事業債</td> <td>59,200</td> <td>449,100</td> <td>265,900</td> <td>241,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>264,777</td> <td>333,595</td> <td>619,909</td> <td>440,211</td> </tr> <tr> <td>歳出総額B</td> <td>3,593,708</td> <td>4,100,930</td> <td>3,866,720</td> <td>4,461,223</td> </tr> <tr> <td>義務的経費</td> <td>1,584,942</td> <td>1,437,727</td> <td>1,417,400</td> <td>1,487,466</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>336,361</td> <td>883,337</td> <td>531,157</td> <td>520,894</td> </tr> <tr> <td>うち 普通建設事業</td> <td>317,615</td> <td>883,337</td> <td>531,157</td> <td>520,894</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,521,906</td> <td>691,443</td> <td>1,042,958</td> <td>2,164,451</td> </tr> <tr> <td>過疎対策事業費</td> <td>150,499</td> <td>1,088,423</td> <td>813,447</td> <td>2,288,412</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額 C (A-B)</td> <td>96,717</td> <td>97,970</td> <td>89,859</td> <td>106,947</td> </tr> <tr> <td>翌年度へ繰越すべき財源 D</td> <td>16,751</td> <td>50</td> <td>89,859</td> <td>4,882</td> </tr> <tr> <td>実質収支 C-D</td> <td>79,966</td> <td>97,920</td> <td>89,859</td> <td>102,065</td> </tr> <tr> <td>財政力指数</td> <td>0.200</td> <td>0.180</td> <td>0.240</td> <td>0.230</td> </tr> <tr> <td>負債比率</td> <td>18.0</td> <td>18.0</td> <td>20.3</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>実質負債比率</td> <td>12.3</td> <td>9.0</td> <td>11.0</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>起債制限比率</td> <td>-</td> <td>7.9</td> <td>9.9</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>經常収支比率</td> <td>88.3</td> <td>83.2</td> <td>88.1</td> <td>84.7</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>24.1</td> <td>-</td> <td>23.2</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>地方債現在</td> <td>4,515,326</td> <td>4,773,528</td> <td>4,809,075</td> <td>4,649,138</td> </tr> </tbody> </table>								区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度	歳入総額A	3,690,425	4,198,900	3,956,579	4,568,170	一般財源	2,547,908	2,529,708	2,458,780	2,631,209	国庫支出金	261,985	226,344	244,619	261,464	都道府県支出金	318,398	284,004	189,598	148,649	地方債	297,357	825,249	443,673	416,637	うち 過疎対策事業債	59,200	449,100	265,900	241,900	その他	264,777	333,595	619,909	440,211	歳出総額B	3,593,708	4,100,930	3,866,720	4,461,223	義務的経費	1,584,942	1,437,727	1,417,400	1,487,466	投資的経費	336,361	883,337	531,157	520,894	うち 普通建設事業	317,615	883,337	531,157	520,894	その他	1,521,906	691,443	1,042,958	2,164,451	過疎対策事業費	150,499	1,088,423	813,447	2,288,412	歳入歳出差引額 C (A-B)	96,717	97,970	89,859	106,947	翌年度へ繰越すべき財源 D	16,751	50	89,859	4,882	実質収支 C-D	79,966	97,920	89,859	102,065	財政力指数	0.200	0.180	0.240	0.230	負債比率	18.0	18.0	20.3	18.0	実質負債比率	12.3	9.0	11.0	11.1	起債制限比率	-	7.9	9.9	9.8	經常収支比率	88.3	83.2	88.1	84.7	将来負担比率	24.1	-	23.2	24.8	地方債現在	4,515,326	4,773,528	4,809,075	4,649,138
区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度																																																																																																																														
歳入総額A	3,690,425	4,198,900	3,956,579	4,568,170																																																																																																																														
一般財源	2,547,908	2,529,708	2,458,780	2,631,209																																																																																																																														
国庫支出金	261,985	226,344	244,619	261,464																																																																																																																														
都道府県支出金	318,398	284,004	189,598	148,649																																																																																																																														
地方債	297,357	825,249	443,673	416,637																																																																																																																														
うち 過疎対策事業債	59,200	449,100	265,900	241,900																																																																																																																														
その他	264,777	333,595	619,909	440,211																																																																																																																														
歳出総額B	3,593,708	4,100,930	3,866,720	4,461,223																																																																																																																														
義務的経費	1,584,942	1,437,727	1,417,400	1,487,466																																																																																																																														
投資的経費	336,361	883,337	531,157	520,894																																																																																																																														
うち 普通建設事業	317,615	883,337	531,157	520,894																																																																																																																														
その他	1,521,906	691,443	1,042,958	2,164,451																																																																																																																														
過疎対策事業費	150,499	1,088,423	813,447	2,288,412																																																																																																																														
歳入歳出差引額 C (A-B)	96,717	97,970	89,859	106,947																																																																																																																														
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,751	50	89,859	4,882																																																																																																																														
実質収支 C-D	79,966	97,920	89,859	102,065																																																																																																																														
財政力指数	0.200	0.180	0.240	0.230																																																																																																																														
負債比率	18.0	18.0	20.3	18.0																																																																																																																														
実質負債比率	12.3	9.0	11.0	11.1																																																																																																																														
起債制限比率	-	7.9	9.9	9.8																																																																																																																														
經常収支比率	88.3	83.2	88.1	84.7																																																																																																																														
将来負担比率	24.1	-	23.2	24.8																																																																																																																														
地方債現在	4,515,326	4,773,528	4,809,075	4,649,138																																																																																																																														
歳入総額A	3,690,425	4,198,900	3,956,579	4,568,170																																																																																																																														
一般財源	2,547,908	2,529,708	2,458,780	2,631,209																																																																																																																														
国庫支出金	261,985	226,344	244,619	261,464																																																																																																																														
都道府県支出金	318,398	284,004	189,598	148,649																																																																																																																														
地方債	297,357	825,249	443,673	416,637																																																																																																																														
うち 過疎対策事業債	59,200	449,100	265,900	241,900																																																																																																																														
その他	264,777	333,595	619,909	440,211																																																																																																																														
歳出総額B	3,593,708	4,100,930	3,866,720	4,461,223																																																																																																																														
義務的経費	1,584,942	1,437,727	1,417,400	1,487,466																																																																																																																														
投資的経費	336,361	883,337	531,157	520,894																																																																																																																														
うち 普通建設事業	317,615	883,337	531,157	520,894																																																																																																																														
その他	1,521,906	691,443	1,042,958	2,164,451																																																																																																																														
過疎対策事業費	150,499	1,088,423	813,447	2,288,412																																																																																																																														
歳入歳出差引額 C (A-B)	96,717	97,970	89,859	106,947																																																																																																																														
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,751	50	89,859	4,882																																																																																																																														
実質収支 C-D	79,966	97,920	89,859	102,065																																																																																																																														
財政力指数	0.200	0.180	0.240	0.230																																																																																																																														
負債比率	18.0	18.0	20.3	18.0																																																																																																																														
実質負債比率	12.3	9.0	11.0	11.1																																																																																																																														
起債制限比率	-	7.9	9.9	9.8																																																																																																																														
經常収支比率	88.3	83.2	88.1	84.7																																																																																																																														
将来負担比率	24.1	-	23.2	24.8																																																																																																																														
地方債現在	4,515,326	4,773,528	4,809,075	4,649,138																																																																																																																														

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後
1 基本的な事項 (3) 行財政の状況	9	32 36 ～ 37 42	イ 施設整備水準等の現況 ①道路 道路は、あらゆる方面で社会資本の基盤となるもので、安全・安心な暮らしに大きく寄与しており、これまでも計画的に整備を進めてきています。 令和元年度末の町道の現況は、248路線で実延長102.57kmとなっており、舗装延長は47.083kmで、舗装率は45.9%となっています。 ②水道・下水道(浄化槽) 当町の水道・下水道(浄化槽)の整備状況は、令和元年度末で水道普及率が96.1%、水処理率は21.8%となっており、なお、当町の生活排水処理の基本方針は、町内全域において浄化槽等(町が設置主体)により公共水域の汚濁防止並びに水酸化による生活環境の改善を図ることとしております。 ③公営住宅 当町の令和元年度末における公営住宅等の戸数は、町営住宅41棟230戸、町有住宅1棟1戸となっております。	イ 施設整備水準等の現況 ①道路 道路は、あらゆる方面で社会資本の基盤となるもので、安全・安心な暮らしに大きく寄与しており、これまでも計画的に整備を進めてきています。 令和元年度末の町道の現況は、248路線で実延長102.57kmとなっており、舗装延長は47.083kmで、舗装率は45.9%となっています。 ②水道・下水道(浄化槽) 当町の水道・下水道(浄化槽)の整備状況は、令和2年度末で水道普及率が96.0%、水処理率は23.2%となっており、なお、当町の生活排水処理の基本方針は、町内全域において浄化槽等(町が設置主体)により公共水域の汚濁防止並びに水酸化による生活環境の改善を図ることとしております。 ③公営住宅 当町の令和2年度末における公営住宅等の戸数は、町営住宅41棟230戸、町有住宅1棟1戸となっております。
1 基本的な事項 (3) 行財政の状況	10	2 8	④病院・診療所 当町の令和元年度末における公立の病院・診療所数は、平成30年6月に開院した診療所が1施設となっており、また、民間の一般診療所が1施設、歯科診療所が2施設となっており、いずれも病床を有しております。 ⑤小・中学校 当町の令和元年度末における小・中学校数は、小学校2校、中学校1校となっており、いずれも町立となっております。	④病院・診療所 当町の令和2年度末における公立の病院・診療所数は、平成30年6月に開院した診療所が1施設となっており、また、民間の一般診療所が1施設、歯科診療所が2施設となっており、いずれも病床を有しております。 ⑤小・中学校 当町の令和2年度末における小・中学校数は、小学校2校、中学校1校となっており、いずれも町立となっております。
1 基本的な事項 (4) 地域の持続的発展の基本方針	11	17 ～ 21	表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況	表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道	26.90	42.40	45.80	47.09	47.61
改良率(%)	26.90	40.40	44.20	45.38	45.90
舗装率(%)					
農道延長(m)	4.47	8.51			
耕地1ha当たり農道延長(m)					
林道延長(m)					
林野1ha当たり林道延長(m)	8.90	10.56	5.50		
水道普及率(%)	89.47	94.20	91.90	94.70	96.10
水酸化率(%)		1.10	6.10	13.70	21.81
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)					

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	事業費
過疎対策事業費	89億6,701万円
うち過疎対策事業債	29億2,520万円

区分	事業費 (平成22年度～令和2年度)	事業費 (令和3年度～令和6年度)
過疎対策事業費	89億6,701万円	41億4,973万円
うち過疎対策事業債	29億2,520万円	30億7,690万円

# 福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																																				
1 基本的な事項 (5) 地域的持続的発展の基本目標	13	8～19	<p>●基本目標1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 30%;">基準値</th> <th style="width: 30%;">目標値</th> </tr> <tr> <td>令和8年3月末住民基本台帳人口</td> <td style="text-align: center;">3,797人 (令和3年3月末現在)</td> <td style="text-align: center;">3,100人(維持)</td> </tr> </table> <p>●基本目標2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 30%;">基準値</th> <th style="width: 30%;">目標値</th> </tr> <tr> <td>令和3年4月～令和8年3月までの 社会増減数</td> <td style="text-align: center;">338人減 (平成27年～令和5年)</td> <td style="text-align: center;">300人減(平均60人)</td> </tr> </table> <p>●基本目標3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 30%;">基準値</th> <th style="width: 30%;">目標値</th> </tr> <tr> <td>「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持する</td> <td style="text-align: center;">42% (令和元年アンケート調査時)</td> <td style="text-align: center;">40%(維持)</td> </tr> </table>	項目	基準値	目標値	令和8年3月末住民基本台帳人口	3,797人 (令和3年3月末現在)	3,100人(維持)	項目	基準値	目標値	令和3年4月～令和8年3月までの 社会増減数	338人減 (平成27年～令和5年)	300人減(平均60人)	項目	基準値	目標値	「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持する	42% (令和元年アンケート調査時)	40%(維持)	<p>●基本目標1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 30%;">基準値</th> <th style="width: 30%;">目標値</th> </tr> <tr> <td>令和13年3月末住民基本台帳人口</td> <td style="text-align: center;">3,411人 (令和6年3月末現在)</td> <td style="text-align: center;">2,700人(維持)</td> </tr> </table> <p>●基本目標2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 30%;">基準値</th> <th style="width: 30%;">目標値</th> </tr> <tr> <td>令和7年4月～令和12年3月までの 社会増減数</td> <td style="text-align: center;">108人減 (令和3年～令和5年)</td> <td style="text-align: center;">180人減(平均36人)</td> </tr> </table> <p>●基本目標3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 30%;">基準値</th> <th style="width: 30%;">目標値</th> </tr> <tr> <td>「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持する</td> <td style="text-align: center;">30.2% (令和4年アンケート調査時)</td> <td style="text-align: center;">30%(維持)</td> </tr> </table>	項目	基準値	目標値	令和13年3月末住民基本台帳人口	3,411人 (令和6年3月末現在)	2,700人(維持)	項目	基準値	目標値	令和7年4月～令和12年3月までの 社会増減数	108人減 (令和3年～令和5年)	180人減(平均36人)	項目	基準値	目標値	「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持する	30.2% (令和4年アンケート調査時)	30%(維持)
項目	基準値	目標値																																						
令和8年3月末住民基本台帳人口	3,797人 (令和3年3月末現在)	3,100人(維持)																																						
項目	基準値	目標値																																						
令和3年4月～令和8年3月までの 社会増減数	338人減 (平成27年～令和5年)	300人減(平均60人)																																						
項目	基準値	目標値																																						
「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持する	42% (令和元年アンケート調査時)	40%(維持)																																						
項目	基準値	目標値																																						
令和13年3月末住民基本台帳人口	3,411人 (令和6年3月末現在)	2,700人(維持)																																						
項目	基準値	目標値																																						
令和7年4月～令和12年3月までの 社会増減数	108人減 (令和3年～令和5年)	180人減(平均36人)																																						
項目	基準値	目標値																																						
「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持する	30.2% (令和4年アンケート調査時)	30%(維持)																																						
2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点	15	27	<p>(7) 計画期間 本計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。</p> <p>2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点</p> <p>ア 移住定住の促進          少子高齢化が加速度的に進む当町においては、これまで実施したアンケート調査から、特に女性や若い世代において比較的定住意識が低く、町外に移りたいと考えている人が多い状況から、女性や若者等の減少を抑制し町外からの転入を促していくことが重要であり、定住意識が高まるようしていくことが必要となっています。          若い世代の転出超過については、就労先を求めて町外に転出しているものと考えられ、こうした世代の転出は地域産業を支える担い手不足となり、地域経済の衰退につながるおそれがあります。また、65歳以上の高齢者については、医療や福祉面における不安などの理由が考えられることから、こうしたことを考慮した定住対策を講じていく必要があります。          全国的には、<b>新型コロナウイルス感染症の感染拡大</b>によりテレワークなどの働き方の見直しをする企業も増えてきており、これを機会に地方への移住機運が高まってきております。当町では、地域活性化を図るべく、移住対策にも取り組んでまいりましたが、移住者の受入基盤が不十分な面がありますので、こうした地方移住の関心の高まりを的確にとらえ、当町への人の流れを創出する取り組みの拡大と受入基盤の整備が必要となります。</p>	<p>(7) 計画期間 本計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。</p> <p>2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点</p> <p>ア 移住定住の促進          少子高齢化が加速度的に進む当町においては、これまで実施したアンケート調査から、特に女性や若い世代において比較的定住意識が低く、町外に移りたいと考えている人が多い状況から、女性や若者等の減少を抑制し町外からの転入を促していくことが重要であり、定住意識が高まるようしていくことが必要となっています。          若い世代の転出超過については、就労先を求めて町外に転出しているものと考えられ、こうした世代の転出は地域産業を支える担い手不足となり、地域経済の衰退につながるおそれがあります。また、65歳以上の高齢者については、医療や福祉面における不安などの理由が考えられることから、こうしたことを考慮した定住対策を講じていく必要があります。          全国的には、<b>新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降</b>、テレワークなどの働き方の見直しをする企業も増えてきており、これを機会に地方への移住機運が高まってきております。当町では、地域活性化を図るべく、移住対策にも取り組んでまいりましたが、移住者の受入基盤が不十分な面がありますので、こうした地方移住の関心の高まりを的確にとらえ、当町への人の流れを創出する取り組みの拡大と受入基盤の整備が必要となります。</p>																																				
2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点	16	14	<p>オ 他の市町村との連携          函館市を中心市として渡島・檜山の各市町により形成する「南北海道定住自立圏」は、圏域の急激な高齢化、生産年齢人口の減少、さらにはこれらに伴う経済活動の停滞化など大変厳しい状況に置かれております。こうした状況を打開し持続可能な圏域を形成するため、①医療・福祉体制の充実による「安全・安心」な定住環境の整備、②交通ネットワークの整備による城内移動容易性の確保、③北海道新幹線開業・延伸による交流人口の拡大、の3つの視点に比重を置いて施策を継続的に展開しながら、「安心と交流でつながる南北海道」の形成を目指しております。</p>	<p>オ 他の市町村との連携          函館市を中心市として渡島・檜山の各市町により形成する「南北海道定住自立圏」は、圏域の急激な高齢化、生産年齢人口の減少、さらにはこれらに伴う経済活動の停滞化など大変厳しい状況に置かれております。こうした状況を打開し持続可能な圏域を形成するため、①医療・福祉体制の充実による「安全・安心」な定住環境の整備、②交通ネットワークの整備による城内移動容易性の確保、③北海道新幹線開業・延伸による交流人口の拡大、の3つの視点に比重を置いて施策を継続的に展開しながら、「安心と交流でつながる南北海道」の形成を目指しております。</p>																																				
2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成 (2) その対策	17	8	<p>オ ①「第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン」に掲げる、成果指標の達成と共生ビジョン事業の着実な推進に向けて取り組むを進めます。</p>	<p>オ ①「第3次南北海道定住自立圏共生ビジョン」に掲げる、成果指標の達成と共生ビジョン事業の着実な推進に向けて取り組むを進めます。</p>																																				

## 福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後
3 産業の振興 (1) 現況と問題 点 (2) その対策	20	23 ～ 24	<p>イ 起業の促進 当町では、海に面しているという地理的特性を活かし、漁業はイカ釣りなどの漁船漁業から増養殖漁業への転換を図りながら進んでおります。 また、水産加工業は、「生産量日本最大級のスルメの町」として全国でもトップレベルの品質と生産量を誇っています。 農業においては、主要作物である稲作のほか、黒米の栽培、休耕水田を利用した野菜、そば及びブルーベリー栽培等への取り組みがなされ、複合経営により事業展開がなされているところである。 このような中で、農業及び水産業において、新規農水産物の導入をきつかけとし、若い後継者が就労しやすい環境づくりと生産力の向上につながるような新たな芽づくりを促進する必要があります。 <b>若者の定住促進や雇用の確保が求められており、新規起業家への支援を充実させることが重要です。</b></p>	<p>イ 起業の促進 当町では、海に面しているという地理的特性を活かし、漁業はイカ釣りなどの漁船漁業から増養殖漁業への転換を図りながら進んでおります。 また、水産加工業は、「生産量日本最大級のスルメの町」として全国でもトップレベルの品質と生産量を誇っています。 農業においては、主要作物である稲作のほか、黒米の栽培、休耕水田を利用した野菜、そば及びブルーベリー栽培等への取り組みがなされ、複合経営により事業展開がなされているところである。 このような中で、農業及び水産業において、新規農水産物の導入をきつかけとし、若い後継者が就労しやすい環境づくりと生産力の向上につながるような新たな芽づくりを促進する必要があります。 があります。</p>
3 産業の振興 (1) 現況と問題 点 (2) その対策	22	8 ～ 9  19	<p>キ 他<sup>キ</sup>の市町村との連携 産業分野においては、観光分野において北海道新幹線の開業を契機に、首都圏や東北地方から観光客を呼び込めるよう、渡島西部4町・檜山南部5町が「新幹線木古内駅活用推進協議会」を組織し、魅力的な広域観光交流を図るため連携して取り組みを進めています。 さらには、「南北海道定住自立圏」において、広域観光振興プロモーション活動、販路開拓支援等に取り組んでいるところであります。 また、有害鳥獣対策において渡島西部4町の課題である、捕獲後の適正な処理について<b>連携して取り組むこととしております。</b> このように、産業分野において町単独では解決困難な課題等について、広域的に連携を図ることにより課題の解決を目指すこととし、各産業分野の振興に努めています。</p> <p>(2) その対策 ア 農林水産業 ○ 農業の振興 ① 就業者の高齢化及び担い手不足による農業者の減少が著しいことから、関係機関などと連携し、後継者育成及び新規就農者のための支援策を継続し就業農者の確保に努めるとともに、農業の将来のあるべき姿として、法人組織化や生産団体の確立などを推進し、農地の有効利用と生産性向上及び効率化を図ります。 また、稲作農家については、高齢化が進み設備の更新に苦慮していることから、共同利用ができた機器の整備と、<b>その管理用倉庫の整備を支援してまいります。</b> ② 農業経営の安定化を図り、農業者の所得向上を目指す「福島版営農モデル」を実践するほか、食育、地産地消を推進し、新規作物の栽培試験や特産作物に対する支援策を強化し、産学官連携による農業振興と地域の活性化を図るとともに、農業協同組合の経営体制の見直しを進めます。 ③ 鳥獣等の増加により農作物等の被害被害が多発していることから、生産物の安定的生産量を確保するため、被害防止策を総合的かつ効果的に実施します。また、有害鳥獣駆除に従事するハンターの育成に努めます。</p>	<p>キ 他<sup>キ</sup>の市町村との連携 産業分野においては、観光分野において北海道新幹線の開業を契機に、首都圏や東北地方から観光客を呼び込めるよう、渡島西部4町・檜山南部5町が「新幹線木古内駅活用推進協議会」を組織し、魅力的な広域観光交流を図るため連携して取り組みを進めています。 さらには、「南北海道定住自立圏」において、広域観光振興プロモーション活動、販路開拓支援等に取り組んでいるところであります。 また、有害鳥獣対策において渡島西部4町の課題である、捕獲後の適正な処理について<b>連携して取り組むこととしております。</b> このように、産業分野において町単独では解決困難な課題等について、広域的に連携を図ることにより課題の解決を目指すこととし、各産業分野の振興に努めています。</p> <p>(2) その対策 ア 農林水産業 ○ 農業の振興 ① 就業者の高齢化及び担い手不足による農業者の減少が著しいことから、関係機関などと連携し、後継者育成及び新規就農者のための支援策を継続し就業農者の確保に努めるとともに、農業の将来のあるべき姿として、法人組織化や生産団体の確立などを推進し、農地の有効利用と生産性向上及び効率化を図ります。 また、稲作農家については、高齢化が進み設備の更新に苦慮していることから、共同利用ができた機器の整備と、<b>その管理用倉庫の整備を支援してまいります。</b> ② 農業経営の安定化を図り、農業者の所得向上を目指す「福島版営農モデル」を実践するほか、食育、地産地消を推進し、新規作物の栽培試験や特産作物に対する支援策を強化し、産学官連携による農業振興と地域の活性化を図るとともに、農業協同組合の経営体制の見直しを進めます。 ③ 鳥獣等の増加により農作物等の被害被害が多発していることから、生産物の安定的生産量を確保するため、被害防止策を総合的かつ効果的に実施します。また、有害鳥獣駆除に従事するハンターの育成に努めます。</p>

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後
3 産業の振興 (2) その対策	23	8 ～ 12 16 19 21 ～ 23	<p>○水産業の振興</p> <p>① 基幹産業である漁業の振興を図るため、漁業協同組合と連携を図りながら、計画的・継続的な産業振興策を展開します。</p> <p>② 生産基盤である漁港の計画的整備と高齢者の荷揚げ作業の軽減を図るなど利用しやすい漁港施設の整備を進め、漁業就業環境の改善に努めるほか、食育や地産地消を推進し、コシノメ等の安定的な生産を図るため、施設改修等の整備を進めます。</p> <p>③ 漁場の維持増進を図るため、アワビ・ワニの人工種苗やナマコ稚仔等を放流するなど安定的な資源の維持・増殖・産学官連携による水産業振興と地域の活性化を図ります。</p> <p>④ 消費者ニーズを的確に把握し、スルメ、マグロ、コンブ等の特産品のブランド化を推進するとともに、陸上養殖アワビも含めた特産品の消費拡大に向けた流通機能の強化に取り組めます。</p> <p>⑤ 漁業後継者や新規漁業者の確保対策について、漁業協同組合と連携を進めるとともに、引き継ぎ支援に努めます。</p> <p>⑥ <u>青函トンネル湧水を活用した新たな養殖試験の推進を図ります。</u></p> <p>イ 産業の促進</p> <p>① 地域資源の有効活用と新規農水産物を開拓するとともに、起業者の掘り起こしを進め産業の底上げを図ります。</p> <p>② <u>農林水産業をはじめ町内商工業の創業の促進は、地域経済の活性化や雇用の創出に大変重要なことであることから、今後創業の担い手として期待される若者などの創業や事業継承に向けた支援を推進します。</u></p>	<p>○水産業の振興</p> <p>① 基幹産業である漁業の振興を図るため、漁業協同組合と連携を図りながら、計画的・継続的な産業振興策を展開します。</p> <p>② 生産基盤である漁港の計画的整備と高齢者の荷揚げ作業の軽減を図るなど利用しやすい漁港施設の整備を進め、漁業就業環境の改善に努めるほか、食育や地産地消を推進し、コシノメ等の安定的な生産を図るため、施設改修等の整備を進めます。</p> <p>③ 漁場の維持増進を図るため、アワビ・ワニの人工種苗やナマコ稚仔等を放流するなど安定的な資源の維持・増殖・産学官連携による水産業振興と地域の活性化を図ります。</p> <p>④ 消費者ニーズを的確に把握し、スルメ、マグロ、コンブ等の特産品の販売を促進するとともに、陸上養殖アワビも含めた特産品の消費拡大に向けた流通機能の強化に取り組めます。</p> <p>⑤ 漁業後継者や新規漁業者の確保対策について、漁業協同組合と連携を進めるとともに、引き継ぎ支援に努めます。</p> <p>イ 産業の促進</p> <p>① 地域資源の有効活用と、起業者の掘り起こしを進め産業の底上げを図ります。</p>
3 産業の振興 (2) その対策	24	8 12	<p>○水産業の振興</p> <p>① 基幹産業である漁業の振興を図るため、漁業協同組合と連携を図りながら、計画的・継続的な産業振興策を展開します。</p> <p>② 生産基盤である漁港の計画的整備と高齢者の荷揚げ作業の軽減を図るなど利用しやすい漁港施設の整備を進め、漁業就業環境の改善に努めるほか、食育や地産地消を推進し、コシノメ等の安定的な生産を図るため、施設改修等の整備を進めます。</p> <p>③ 漁場の維持増進を図るため、アワビ・ワニの人工種苗やナマコ稚仔等を放流するなど安定的な資源の維持・増殖・産学官連携による水産業振興と地域の活性化を図ります。</p> <p>④ 消費者ニーズを的確に把握し、スルメ、マグロ、コンブ等の特産品のブランド化を推進するとともに、陸上養殖アワビも含めた特産品の消費拡大に向けた流通機能の強化に取り組めます。</p> <p>⑤ 漁業後継者や新規漁業者の確保対策について、漁業協同組合と連携を進めるとともに、引き継ぎ支援に努めます。</p> <p>⑥ <u>青函トンネル湧水を活用した新たな養殖試験の推進を図ります。</u></p> <p>イ 産業の促進</p> <p>① 地域資源の有効活用と新規農水産物を開拓するとともに、起業者の掘り起こしを進め産業の底上げを図ります。</p> <p>② <u>農林水産業をはじめ町内商工業の創業の促進は、地域経済の活性化や雇用の創出に大変重要なことであることから、今後創業の担い手として期待される若者などの創業や事業継承に向けた支援を推進します。</u></p>	<p>○水産業の振興</p> <p>① 基幹産業である漁業の振興を図るため、漁業協同組合と連携を図りながら、計画的・継続的な産業振興策を展開します。</p> <p>② 生産基盤である漁港の計画的整備と高齢者の荷揚げ作業の軽減を図るなど利用しやすい漁港施設の整備を進め、漁業就業環境の改善に努めるほか、食育や地産地消を推進し、コシノメ等の安定的な生産を図るため、施設改修等の整備を進めます。</p> <p>③ 漁場の維持増進を図るため、アワビ・ワニの人工種苗やナマコ稚仔等を放流するなど安定的な資源の維持・増殖・産学官連携による水産業振興と地域の活性化を図ります。</p> <p>④ 消費者ニーズを的確に把握し、スルメ、マグロ、コンブ等の特産品の販売を促進するとともに、陸上養殖アワビも含めた特産品の消費拡大に向けた流通機能の強化に取り組めます。</p> <p>⑤ 漁業後継者や新規漁業者の確保対策について、漁業協同組合と連携を進めるとともに、引き継ぎ支援に努めます。</p> <p>イ 産業の促進</p> <p>① 地域資源の有効活用と、起業者の掘り起こしを進め産業の底上げを図ります。</p>
3 産業の振興 (2) その対策	24	8 12	<p>○観光の振興</p> <p>① 「横綱千代の山・千代の富士記念館」と「青函トンネル記念館」を連動させ、町内入り込み客の増加を図るとともに、施設の長寿命化に努めます。</p> <p>② 松前安政道立自然公園に代表される海崖線や大平野岳などの豊かな自然景観を活用した体験型観光の確立に努めるとともに、地域資源を活用した広域観光ルートの確立を図るとともに、近隣町や関係機関との取り組みを進めます。</p> <p>③ 観光協会や産業団体と連携しながら体験型観光の確立に向けた取り組みを進めるとともに、観光促進の強化を図るため、観光推進体制の再編・最直しの検討を進め、はこだて観光圏をはじめとした広域観光との連携に努めます。</p> <p>④ 青の洞窟などの岩部クルーズを中心に、町が持っている潜在的な地域資源を掘り起こし、滞在型の交流人口の推進に努めます。</p>	<p>○観光の振興</p> <p>① 「横綱千代の山・千代の富士記念館」と「青函トンネル記念館」を連動させ、町内入り込み客の増加を図るとともに、施設の長寿命化に努めます。</p> <p>② 松前安政道立自然公園に代表される海崖線などの豊かな自然景観を活用した体験型観光の確立に努めるとともに、地域資源を活用した広域観光ルートの確立を図るとともに、近隣町や関係機関との取り組みを進めます。</p> <p>③ 観光協会や産業団体と連携しながら体験型観光の確立に向けた取り組みを進めるとともに、観光促進の強化を図るため、観光推進体制の再編・最直しの検討を進め、はこだて観光圏をはじめとした広域観光との連携に努めます。</p> <p>④ 青の洞窟などの岩部クルーズを中心に、町が持っている潜在的な地域資源を掘り起こし、滞在型の交流人口の推進に努めます。</p>



福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前				変更後										
			特種的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	特種的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体							
3 産業の振興 (3) 計画	26			その他	<p>地域経済消費拡大活性化事業 ・プレミアム付商品券発行補助金 【必要性】地元商工業者の経営状況は、インターネットの普及に伴う消費者行動の多様化や、後継者不足による事業継続の課題等も抱えており、年々厳しさを増している状況となっていることから、消費者の購買意欲を喚起し、消費拡大及び地域経済の活性化を図る必要がある。 【効果】プレミアム付商品券発行補助金は、疲弊する地域経済の消費を拡大するため、プレミアム付商品券発行事業に対するプレミアム負担相当額を助成している。平成22年度に事業化し、これまで途切れることなく実施されており、単年度での事業としてではなく恒久的に実施することにより、消費動向を継続的に行うことにつながるが期待される。</p> <p>産学官連携産業活性化事業 ・産業活性化のための研究委託 【必要性】町内だけでは解決困難な課題について、大学等の持つ研究成果や技術的ノウハウを活用しながら、地域課題の解決に結びつけていく必要がある。 【効果】大学等との連携により、児童・生徒の人的育成を図るとともに、大学等の専門的な知見を最大限に活かす、前浜資源の担拠をはじめ経営安定及び産業のさらなる活性化や振興が図られる。</p> <p>雇用奨励等支援事業 ・福島商業高校新卒者雇用助成金 ・外国人技能実習生受入助成金 【必要性】町の主要な産業である水産加工業をはじめ、町内の企業においては、就業者の確保に苦慮している現状にあり、経済的負担の軽減と経済の活性化を図るための支援が必要となっている。 【効果】北海道福島商業高等学校新卒学生の雇用及び外国人技能実習生の受け入れを行う事業者を支援することにより、雇用の拡大及び雇用環境の充実に並びに地域経済の活性化が図られる。</p>	町	その他	<p>地域おこし協力隊推進事業 ・郡中住民を受入 ・観光振興</p> <p>産業活性化サブポート事業 ・技術取得、先進地視察、地場産品普及</p> <p>新たな路上養殖技術の開発による職アワビブランド化事業 ・飼育管理、加工品開発ほか</p> <p>まちづくり法人支援事業 ・福島町まちづくり工房への運営支援</p> <p>吉岡漁村環境改善総合センター解体事業 ・設計、解体工事</p> <p>観光情報発信事業 ・観光プロモーション</p> <p>福島町特産品PR事業 ・特産品PR活動</p> <p>職業法人支援事業 ・職業法人への出向 ・地域活性化促進人採目</p>	町	町	町	町	町	町	町	町	町

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																								
3 産業の振興 (4) 産業振興促進事業	27	8～9	<p>(4) 産業振興促進事項 このような当町の産業における現状を踏まえた課題の解決にあたり、産業振興を促進するうえで必要な事項については次のとおり定めます。</p> <p>ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業振興区域</th> <th>業種</th> <th>計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島町全域</td> <td>製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等</td> <td>令和3年4月1日～令和8年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	産業振興区域	業種	計画期間	福島町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	<p>(4) 産業振興促進事項 このような当町の産業における現状を踏まえた課題の解決にあたり、産業振興を促進するうえで必要な事項については次のとおり定めます。</p> <p>ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業振興区域</th> <th>業種</th> <th>計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島町全域</td> <td>製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等</td> <td>令和3年4月1日～令和13年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	産業振興区域	業種	計画期間	福島町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和13年3月31日												
産業振興区域	業種	計画期間																										
福島町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日																										
産業振興区域	業種	計画期間																										
福島町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和13年3月31日																										
4 地域における情報化 (1) 現況と問題点	28	25～26 31～32	<p>イ 情報化の推進 当町の情報化については、行政機関におけるネットワーク整備やホームページの開設のほか、総合行政ネットワーク(LGWAN)、北海道電子自治体プラットフォーム構想(HARP構想)の推進など電子自治体の確立に向けた整備が図られています。 また、地域においては、パソコンやスマートフォン、インターネット等により誰もがどこでも持続的にICTの恩恵を受ける社会の実現が進んでおります。 <b>当町においては、民間事業者により高速通信インフラが整備されてきましたが、一部の地域においては未整備の地域が存在しております。</b> 今般の、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、各学校においてもインターネットを活用したリモート授業の取り組みや、地域社会においてはテレワークなどの働き方改革を迫られる状況となっており、こうした状況は、感染症対策のみならずあらゆる場面において、今後益々必要となってくるものと考えられます。 <b>こうした状況に適切に対応するためには、ICT人材の育成が必要であるとともに、町内全域で利用可能な高速通信インフラの整備が不可欠となっております。</b></p>	<p>イ 情報化の推進 当町の情報化については、行政機関におけるネットワーク整備やホームページの開設のほか、総合行政ネットワーク(LGWAN)、北海道電子自治体プラットフォーム構想(HARP構想)の推進など電子自治体の確立に向けた整備が図られています。 また、地域においては、パソコンやスマートフォン、インターネット等により誰もがどこでも持続的にICTの恩恵を受ける社会の実現が進んでおります。 今般の、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、各学校においてもインターネットを活用したリモート授業の取り組みや、地域社会においてはテレワークなどの働き方改革を迫られる状況となっており、こうした状況は、感染症対策のみならずあらゆる場面において、今後益々必要となってくるものと考えられます。</p>																								
4 地域における情報化 (2) その対策	29	16～18	<p>イ 情報化の推進 ① 少子・高齢化社会に適応したICTの活用を検討し、高齢者の生活の安心や産業の生産の向上、情報教育の充実を図るとともに、ICT人材の育成に取り組みます。 ② ホームページの充実や行政手続きのオンライン化などの電子自治体を推進し、各種情報サービスの実現を図ります。 ③ <b>町内全域の高速通信インフラの整備に向け、関係機関と協働して取り組みを進めます。</b> ④ 災害の少ない当町の優位性を活かし、テレワークの誘致などによる都会からの田舎暮らしを推進します。</p> <p>(3) 計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 地域における情報化</td> <td>(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設</td> <td>地上デジタル送信機整備事業 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高速無線環境整備推進事業 ・光ファイバー等 ・LTE-R</td> <td>高速無線環境整備推進事業 ・光ファイバー等 ・LTE-R</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テレビジョン放送等 ・共同受信施設整備 ・共同受信施設整備に対する助成金 ・4組合 ・月崎地区デジタル送信機整備 ・有線中継施設整備</td> <td>テレビジョン放送等 ・共同受信施設整備 ・共同受信施設整備に対する助成金 ・4組合 ・月崎地区デジタル送信機整備 ・有線中継施設整備</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設	地上デジタル送信機整備事業 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設	町		高速無線環境整備推進事業 ・光ファイバー等 ・LTE-R	高速無線環境整備推進事業 ・光ファイバー等 ・LTE-R	その他		テレビジョン放送等 ・共同受信施設整備 ・共同受信施設整備に対する助成金 ・4組合 ・月崎地区デジタル送信機整備 ・有線中継施設整備	テレビジョン放送等 ・共同受信施設整備 ・共同受信施設整備に対する助成金 ・4組合 ・月崎地区デジタル送信機整備 ・有線中継施設整備	町	<p>イ 情報化の推進 ① 少子・高齢化社会に適応したICTの活用を検討し、高齢者の生活の安心や産業の生産の向上、情報教育の充実を図るとともに、ICT人材の育成に取り組みます。 ② ホームページの充実や行政手続きのオンライン化などの電子自治体を推進し、各種情報サービスの実現を図ります。 ③ 災害の少ない当町の優位性を活かし、テレワークの誘致などによる都会からの田舎暮らしを推進します。</p> <p>(3) 計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 地域における情報化</td> <td>(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設</td> <td>地上デジタル送信機整備事業 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・有線中継施設</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設	地上デジタル送信機整備事業 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・有線中継施設	町
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																									
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設	地上デジタル送信機整備事業 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設	町																									
	高速無線環境整備推進事業 ・光ファイバー等 ・LTE-R	高速無線環境整備推進事業 ・光ファイバー等 ・LTE-R	その他																									
	テレビジョン放送等 ・共同受信施設整備 ・共同受信施設整備に対する助成金 ・4組合 ・月崎地区デジタル送信機整備 ・有線中継施設整備	テレビジョン放送等 ・共同受信施設整備 ・共同受信施設整備に対する助成金 ・4組合 ・月崎地区デジタル送信機整備 ・有線中継施設整備	町																									
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																									
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・プロードバンド施設	地上デジタル送信機整備事業 ・日背テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・有線中継施設	町																									

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後
5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点	30	8 ～ 9	<p>変更前</p> <p>5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点</p> <p>ア 道路</p> <p>町内を縦断する国道228号は、町民の生活機能の維持向上と産業の振興に重要な役割を果たしていますが、函館を起点とした国道が唯一の幹線道路となっているため、観光シーズンにおける交通渋滞や災害時における通行止めなどが生じると生活機能が寸断されることが予想され、安全性の高い道路の確保が求められております。</p> <p>こうした中、北海道縦貫自動車道や、<b>函館・江差自動車道本古I.Cと接続する高規格道路本古内道路と接続する地域高規格道路</b>の整備の目的が依然として立っており、岩部地区を視点とした体験型観光の促進、産業の基盤道路及び通学路としての交通安全対策上からも、早期に安全・安心な道路改良整備が課題となっております。</p> <p>なお、道南地域の中でも降雪量の多い当町において、冬期間の安全で快適な道路交通の確保は、日常生活や地域振興上重要な課題となっており、安定的な除排雪体制の確保が求められています。</p>	<p>変更後</p> <p>5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点</p> <p>ア 道路</p> <p>町内を縦断する国道228号は、町民の生活機能の維持向上と産業の振興に重要な役割を果たしていますが、函館を起点とした国道が唯一の幹線道路となっているため、観光シーズンにおける交通渋滞や災害時における通行止めなどが生じると生活機能が寸断されることが予想され、安全性の高い道路の確保が求められております。</p> <p>こうした中、北海道縦貫自動車道や、<b>函館・江差自動車道本古I.Cと接続する高規格道路</b>の整備の目的が依然として立っており、岩部地区を視点とした体験型観光の促進、産業の基盤道路及び通学路としての交通安全対策上からも、早期に安全・安心な道路改良整備が課題となっております。</p> <p>なお、道南地域の中でも降雪量の多い当町において、冬期間の安全で快適な道路交通の確保は、日常生活や地域振興上重要な課題となっており、安定的な除排雪体制の確保が求められています。</p>
5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点	31	2 9	<p>(2) その対策</p> <p>ア 道路</p> <p>① 生活圏の拡大、物流の確保、救急医療などに対応するため、災害に強く安全性の高い国道・道道の整備と<b>地域高規格道路</b>の早期完成を関係機関と連携しながら推進します。</p> <p>② 町道については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、通行の安全性や快適性を高めるための改修や維持補修を計画的に実施するとともに、安全の確保と長寿命化による維持経費の削減を図ります。</p> <p>③ 冬期間の安全で快適な道路交通を維持するため、降雪状況に応じて柔軟に対応できる除排雪体制の確立を図ります。</p>	<p>(2) その対策</p> <p>ア 道路</p> <p>① 生活圏の拡大、物流の確保、救急医療などに対応するため、災害に強く安全性の高い国道・道道の整備と<b>高規格道路</b>の早期完成を関係機関と連携しながら推進します。</p> <p>② 町道については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、通行の安全性や快適性を高めるための改修や維持補修を計画的に実施するとともに、安全の確保と長寿命化による維持経費の削減を図ります。</p> <p>③ 冬期間の安全で快適な道路交通を維持するため、降雪状況に応じて柔軟に対応できる除排雪体制の確立を図ります。</p>

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																								
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (3) 計画	32		<p>(3) 計画</p> <p>事業計画（令和3年度～令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約的發展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td>(1)市町村道 道路</td> <td>                     町道舗装補修事業                      ・箱崎5号線                      ・豊浜1号線ほか                      町道整備事業                      ・若川3号線整備事業 L=130m、W=3.0～4.0m                      ・岩船1号線整備事業 L=140m、W=3.0m                      ・箱崎1号線整備事業 L=110m、W=3.0m                      ・豊浜1号線整備事業 L=100m、W=7.5m                      ・白河町地6号線整備事業 測量調査、L=190m、W=4.4m                      ・龍宮町地10号線整備事業 測量、L=65m、W=5.0m                      ・三原町地6号線外整備事業 L=22m、W=4.3m                      ・川原町1号線整備事業 L=117m、W=7.5m                      ・吾野町舗装整備事業 L=104m、W=5.0m                      ・吉田町1号線整備事業 L=114m、W=4.2m                      ・龍宮町地2号線外整備事業 L=167m、W=4.0m                      ・福島通海線外整備事業 L=200m、W=5.0m                      ・汐野町2号線整備事業 L=38m、W=4.5m                      町道局道改良事業                      ・福島月崎線改良（月崎線橋樑取付部、福島本橋取付部）                      ・福島小学校線局道改良 L=50m、W=8.0m                      町道本町大通り線地すべり対策事業                      ・調査測量設計                      橋梁長寿命化事業                      ・福島月崎線改良（月崎線橋樑取付部、福島本橋取付部）                      ・福島小学校線局道改良（橋梁点検、計画更新）                      ・点検調査委託                 </td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)林道</td> <td>                     広塚基幹林道局道線改良事業                      ・築面改良ほか                      林道橋梁点検調査事業                      ・林道兵衛線橋樑補修工事                      地域公共交通計画策定                      ・デマンドバス運行補助                      ・運行支援業務委託                      【必要性】 町道における交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動の手段を確保するため、路線バスと町内を巡回するデマンド型交通やタクシー等の移動資源を活用・連携し、まちづくりと一体となった地域交通体系を確立する必要がある。                      【効果】 地域公共交通計画を策定するとともに、引き続き、ドア・ツー・ドアによる高齢者等にも優しく利用しやすい地域間公共交通を確保し、外出意欲の向上と、交通空白地域の解消が図られる。                 </td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道舗装補修事業 ・箱崎5号線 ・豊浜1号線ほか 町道整備事業 ・若川3号線整備事業 L=130m、W=3.0～4.0m ・岩船1号線整備事業 L=140m、W=3.0m ・箱崎1号線整備事業 L=110m、W=3.0m ・豊浜1号線整備事業 L=100m、W=7.5m ・白河町地6号線整備事業 測量調査、L=190m、W=4.4m ・龍宮町地10号線整備事業 測量、L=65m、W=5.0m ・三原町地6号線外整備事業 L=22m、W=4.3m ・川原町1号線整備事業 L=117m、W=7.5m ・吾野町舗装整備事業 L=104m、W=5.0m ・吉田町1号線整備事業 L=114m、W=4.2m ・龍宮町地2号線外整備事業 L=167m、W=4.0m ・福島通海線外整備事業 L=200m、W=5.0m ・汐野町2号線整備事業 L=38m、W=4.5m 町道局道改良事業 ・福島月崎線改良（月崎線橋樑取付部、福島本橋取付部） ・福島小学校線局道改良 L=50m、W=8.0m 町道本町大通り線地すべり対策事業 ・調査測量設計 橋梁長寿命化事業 ・福島月崎線改良（月崎線橋樑取付部、福島本橋取付部） ・福島小学校線局道改良（橋梁点検、計画更新） ・点検調査委託	町		(3)林道	広塚基幹林道局道線改良事業 ・築面改良ほか 林道橋梁点検調査事業 ・林道兵衛線橋樑補修工事 地域公共交通計画策定 ・デマンドバス運行補助 ・運行支援業務委託 【必要性】 町道における交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動の手段を確保するため、路線バスと町内を巡回するデマンド型交通やタクシー等の移動資源を活用・連携し、まちづくりと一体となった地域交通体系を確立する必要がある。 【効果】 地域公共交通計画を策定するとともに、引き続き、ドア・ツー・ドアによる高齢者等にも優しく利用しやすい地域間公共交通を確保し、外出意欲の向上と、交通空白地域の解消が図られる。	町	<p>(3) 計画</p> <p>事業計画（令和8年度～令和12年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約的發展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td>(1)市町村道 道路</td> <td>                     町道舗装補修事業                      ・箱崎2号線 L=160m、W=6.0m                      ・月崎1号線 L=35m、W=4.5m                      ・豊浜1号線 L=183m、W=5.5m ほか                      町道整備事業                      ・若川2号線整備事業 L=68m、W=4.0m                      ・公野生宅線整備事業 L=160m、W=10.5m                      ・龍宮町地2号線ほか2路線整備事業 L=167m、W=4.0m                      ・本町大通り線整備事業 L=177.5m、W=6.0m                      ・汐野町3号線整備事業 L=70m、W=4.0m ほか                      橋梁長寿命化事業                      ・補修設計、改良（折加内橋 ほか）                      ・橋梁点検                      林道橋梁点検調査事業                      ・補修設計、改良（林道兵衛線）                      ・橋梁点検                      地域公共交通計画策定                      ・デマンドバス運行補助                      ・運行支援業務委託                      【必要性】 町道における交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動の手段を確保するため、路線バスと町内を巡回するデマンド型交通やタクシー等の移動資源を活用・連携し、まちづくりと一体となった地域交通体系を確立する必要がある。                      【効果】 地域公共交通計画を策定するとともに、引き続き、ドア・ツー・ドアによる高齢者等にも優しく利用しやすい地域間公共交通を確保し、外出意欲の向上と、交通空白地域の解消が図られる。                 </td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10)その他</td> <td>                     道路台帳デジタル化事業                      ・道路台帳のデジタル化                      地域間路線系統強化促進基金                      ・路線維持のための沿線自治体助成金                 </td> <td>町 その他</td> </tr> </tbody> </table>	特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道舗装補修事業 ・箱崎2号線 L=160m、W=6.0m ・月崎1号線 L=35m、W=4.5m ・豊浜1号線 L=183m、W=5.5m ほか 町道整備事業 ・若川2号線整備事業 L=68m、W=4.0m ・公野生宅線整備事業 L=160m、W=10.5m ・龍宮町地2号線ほか2路線整備事業 L=167m、W=4.0m ・本町大通り線整備事業 L=177.5m、W=6.0m ・汐野町3号線整備事業 L=70m、W=4.0m ほか 橋梁長寿命化事業 ・補修設計、改良（折加内橋 ほか） ・橋梁点検 林道橋梁点検調査事業 ・補修設計、改良（林道兵衛線） ・橋梁点検 地域公共交通計画策定 ・デマンドバス運行補助 ・運行支援業務委託 【必要性】 町道における交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動の手段を確保するため、路線バスと町内を巡回するデマンド型交通やタクシー等の移動資源を活用・連携し、まちづくりと一体となった地域交通体系を確立する必要がある。 【効果】 地域公共交通計画を策定するとともに、引き続き、ドア・ツー・ドアによる高齢者等にも優しく利用しやすい地域間公共交通を確保し、外出意欲の向上と、交通空白地域の解消が図られる。	町		(10)その他	道路台帳デジタル化事業 ・道路台帳のデジタル化 地域間路線系統強化促進基金 ・路線維持のための沿線自治体助成金	町 その他
特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																									
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道舗装補修事業 ・箱崎5号線 ・豊浜1号線ほか 町道整備事業 ・若川3号線整備事業 L=130m、W=3.0～4.0m ・岩船1号線整備事業 L=140m、W=3.0m ・箱崎1号線整備事業 L=110m、W=3.0m ・豊浜1号線整備事業 L=100m、W=7.5m ・白河町地6号線整備事業 測量調査、L=190m、W=4.4m ・龍宮町地10号線整備事業 測量、L=65m、W=5.0m ・三原町地6号線外整備事業 L=22m、W=4.3m ・川原町1号線整備事業 L=117m、W=7.5m ・吾野町舗装整備事業 L=104m、W=5.0m ・吉田町1号線整備事業 L=114m、W=4.2m ・龍宮町地2号線外整備事業 L=167m、W=4.0m ・福島通海線外整備事業 L=200m、W=5.0m ・汐野町2号線整備事業 L=38m、W=4.5m 町道局道改良事業 ・福島月崎線改良（月崎線橋樑取付部、福島本橋取付部） ・福島小学校線局道改良 L=50m、W=8.0m 町道本町大通り線地すべり対策事業 ・調査測量設計 橋梁長寿命化事業 ・福島月崎線改良（月崎線橋樑取付部、福島本橋取付部） ・福島小学校線局道改良（橋梁点検、計画更新） ・点検調査委託	町																									
	(3)林道	広塚基幹林道局道線改良事業 ・築面改良ほか 林道橋梁点検調査事業 ・林道兵衛線橋樑補修工事 地域公共交通計画策定 ・デマンドバス運行補助 ・運行支援業務委託 【必要性】 町道における交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動の手段を確保するため、路線バスと町内を巡回するデマンド型交通やタクシー等の移動資源を活用・連携し、まちづくりと一体となった地域交通体系を確立する必要がある。 【効果】 地域公共交通計画を策定するとともに、引き続き、ドア・ツー・ドアによる高齢者等にも優しく利用しやすい地域間公共交通を確保し、外出意欲の向上と、交通空白地域の解消が図られる。	町																									
特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																									
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道舗装補修事業 ・箱崎2号線 L=160m、W=6.0m ・月崎1号線 L=35m、W=4.5m ・豊浜1号線 L=183m、W=5.5m ほか 町道整備事業 ・若川2号線整備事業 L=68m、W=4.0m ・公野生宅線整備事業 L=160m、W=10.5m ・龍宮町地2号線ほか2路線整備事業 L=167m、W=4.0m ・本町大通り線整備事業 L=177.5m、W=6.0m ・汐野町3号線整備事業 L=70m、W=4.0m ほか 橋梁長寿命化事業 ・補修設計、改良（折加内橋 ほか） ・橋梁点検 林道橋梁点検調査事業 ・補修設計、改良（林道兵衛線） ・橋梁点検 地域公共交通計画策定 ・デマンドバス運行補助 ・運行支援業務委託 【必要性】 町道における交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動の手段を確保するため、路線バスと町内を巡回するデマンド型交通やタクシー等の移動資源を活用・連携し、まちづくりと一体となった地域交通体系を確立する必要がある。 【効果】 地域公共交通計画を策定するとともに、引き続き、ドア・ツー・ドアによる高齢者等にも優しく利用しやすい地域間公共交通を確保し、外出意欲の向上と、交通空白地域の解消が図られる。	町																									
	(10)その他	道路台帳デジタル化事業 ・道路台帳のデジタル化 地域間路線系統強化促進基金 ・路線維持のための沿線自治体助成金	町 その他																									

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																																																								
6 生活環境の整備 (2) その他	35	19 ～ 20	<p>環境衛生施設の整備</p> <p>① 分別収集と資源リサイクルに係る積極的なPR活動に努め、家庭から出るゴミの減量化を推進するとともに、ゴミ再生処理施設から排出されるリサイクル製品の適正処理を推進し資源ごみのリサイクル率を高めめます。</p> <p>② 限りある資源の有効活用を推進するため、循環型社会の形成に向けて必要な施設整備を促進します。</p> <p>③ 産業廃棄物については、事業者に対して不法処理のないよう指導の強化を図ります。</p> <p>④ 有害鳥獣捕獲後の適正な処理に係る負担軽減を図るため、<u>減容化処理施設の適正な維持管理に努めます。</u></p>	<p>環境衛生施設の整備</p> <p>① 分別収集と資源リサイクルに係る積極的なPR活動に努め、家庭から出るゴミの減量化を推進するとともに、ゴミ再生処理施設から排出されるリサイクル製品の適正処理を推進し資源ごみのリサイクル率を高めめます。</p> <p>② 限りある資源の有効活用を推進するため、循環型社会の形成に向けて必要な施設整備を促進します。</p> <p>③ 産業廃棄物については、事業者に対して不法処理のないよう指導の強化を図ります。</p> <p>④ 有害鳥獣捕獲後の適正な処理に係る負担軽減を図るため、<u>減容化処理施設の適正な維持管理に努めます。</u></p>																																																								
6 生活環境の整備 (3) 計画	36		<p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和3年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特長的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 生活環境の整備</td> <td>(1) 水道施設 簡易水道</td> <td>中層階配水管移設事業 ・ 集塵設計、既設管撤去 ・ 配水管架橋添架  植益地区配水管移設事業 ・ 配水管移設 φ300 L=213.0m(全体) 老朽配水管更新事業 ・ 老朽配水管更新 ・ 吉野地区配水管 ほか</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>浄水場施設設備更新事業 ・ 岩部・美山浄水場ろ過水量調整機更新 ほか ・ 実施設計</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 下水道処理施設 その他</td> <td>田出地区配水管復旧事業 ・ 実施設計 ・ 配水管復旧 φ300 L=76.0m 水道施設台帳整備業務委託 水道事業会計システム等更新事業 ・ フロントエリア、ハートウェア更新 浄化槽市町村整備推進事業 ・ 浄化槽整備</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 産業廃棄物処理施設 その他</td> <td>有害鳥獣減容化処理施設整備 ・ 仮設大交換、温度・圧力交換機交換 ほか</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 火葬場</td> <td>消防ポンプ自動車更新事業(02-1型) ・ 消防ポンプ自動車(02-1型)1台 小型動力ポンプ付分団積載車更新事業 ・ 小型動力ポンプ付分団積載車更新(吉野分団)</td> <td>広域事務組合 佐城事務組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 消防施設</td> <td>高規格緊急自動車更新事業 ・ 高規格緊急自動車更新 1台 ホース貯蔵量確保装置交換一式</td> <td>広域事務組合 佐城事務組合</td> </tr> </tbody> </table>	特長的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	中層階配水管移設事業 ・ 集塵設計、既設管撤去 ・ 配水管架橋添架  植益地区配水管移設事業 ・ 配水管移設 φ300 L=213.0m(全体) 老朽配水管更新事業 ・ 老朽配水管更新 ・ 吉野地区配水管 ほか	町		その他	浄水場施設設備更新事業 ・ 岩部・美山浄水場ろ過水量調整機更新 ほか ・ 実施設計	町		(2) 下水道処理施設 その他	田出地区配水管復旧事業 ・ 実施設計 ・ 配水管復旧 φ300 L=76.0m 水道施設台帳整備業務委託 水道事業会計システム等更新事業 ・ フロントエリア、ハートウェア更新 浄化槽市町村整備推進事業 ・ 浄化槽整備	町		(3) 産業廃棄物処理施設 その他	有害鳥獣減容化処理施設整備 ・ 仮設大交換、温度・圧力交換機交換 ほか	町		(4) 火葬場	消防ポンプ自動車更新事業(02-1型) ・ 消防ポンプ自動車(02-1型)1台 小型動力ポンプ付分団積載車更新事業 ・ 小型動力ポンプ付分団積載車更新(吉野分団)	広域事務組合 佐城事務組合		(5) 消防施設	高規格緊急自動車更新事業 ・ 高規格緊急自動車更新 1台 ホース貯蔵量確保装置交換一式	広域事務組合 佐城事務組合	<p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特長的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 生活環境の整備</td> <td>(1) 水道施設 簡易水道</td> <td>中層階配水管移設事業 ・ 集塵設計、既設管撤去 ・ 配水管架橋添架  植益地区配水管移設事業 ・ 配水管移設 φ300 L=213.0m(全体) 老朽配水管更新事業 ・ 老朽配水管更新 ・ 吉野地区配水管 ほか</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>浄水場施設設備更新事業 ・ 岩部・美山浄水場ろ過水量調整機更新 ほか ・ 実施設計</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 下水道処理施設 その他</td> <td>水道施設台帳整備業務委託 水道施設台帳整備業務委託 浄化槽市町村整備推進事業 ・ 浄化槽整備</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 火葬場</td> <td>火葬場施設整備事業 ・ 仮設大交換、温度・圧力交換機交換 ほか</td> <td>広域事務組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 消防施設</td> <td>高規格緊急自動車更新事業 ・ 高規格緊急自動車更新 1台 消火栓整備事業 ・ 消火栓更新 3基 高圧洗浄機更新事業 ・ 高圧洗浄機更新</td> <td>広域事務組合 佐城事務組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 公営住宅</td> <td>定住向け町有住宅整備事業 ・ 実施設計、建設工事 ・ 既存建物解体</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	特長的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	中層階配水管移設事業 ・ 集塵設計、既設管撤去 ・ 配水管架橋添架  植益地区配水管移設事業 ・ 配水管移設 φ300 L=213.0m(全体) 老朽配水管更新事業 ・ 老朽配水管更新 ・ 吉野地区配水管 ほか	町		その他	浄水場施設設備更新事業 ・ 岩部・美山浄水場ろ過水量調整機更新 ほか ・ 実施設計	町		(2) 下水道処理施設 その他	水道施設台帳整備業務委託 水道施設台帳整備業務委託 浄化槽市町村整備推進事業 ・ 浄化槽整備	町		(4) 火葬場	火葬場施設整備事業 ・ 仮設大交換、温度・圧力交換機交換 ほか	広域事務組合		(5) 消防施設	高規格緊急自動車更新事業 ・ 高規格緊急自動車更新 1台 消火栓整備事業 ・ 消火栓更新 3基 高圧洗浄機更新事業 ・ 高圧洗浄機更新	広域事務組合 佐城事務組合		(6) 公営住宅	定住向け町有住宅整備事業 ・ 実施設計、建設工事 ・ 既存建物解体	町
特長的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体																																																									
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	中層階配水管移設事業 ・ 集塵設計、既設管撤去 ・ 配水管架橋添架  植益地区配水管移設事業 ・ 配水管移設 φ300 L=213.0m(全体) 老朽配水管更新事業 ・ 老朽配水管更新 ・ 吉野地区配水管 ほか	町																																																									
	その他	浄水場施設設備更新事業 ・ 岩部・美山浄水場ろ過水量調整機更新 ほか ・ 実施設計	町																																																									
	(2) 下水道処理施設 その他	田出地区配水管復旧事業 ・ 実施設計 ・ 配水管復旧 φ300 L=76.0m 水道施設台帳整備業務委託 水道事業会計システム等更新事業 ・ フロントエリア、ハートウェア更新 浄化槽市町村整備推進事業 ・ 浄化槽整備	町																																																									
	(3) 産業廃棄物処理施設 その他	有害鳥獣減容化処理施設整備 ・ 仮設大交換、温度・圧力交換機交換 ほか	町																																																									
	(4) 火葬場	消防ポンプ自動車更新事業(02-1型) ・ 消防ポンプ自動車(02-1型)1台 小型動力ポンプ付分団積載車更新事業 ・ 小型動力ポンプ付分団積載車更新(吉野分団)	広域事務組合 佐城事務組合																																																									
	(5) 消防施設	高規格緊急自動車更新事業 ・ 高規格緊急自動車更新 1台 ホース貯蔵量確保装置交換一式	広域事務組合 佐城事務組合																																																									
特長的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体																																																									
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	中層階配水管移設事業 ・ 集塵設計、既設管撤去 ・ 配水管架橋添架  植益地区配水管移設事業 ・ 配水管移設 φ300 L=213.0m(全体) 老朽配水管更新事業 ・ 老朽配水管更新 ・ 吉野地区配水管 ほか	町																																																									
	その他	浄水場施設設備更新事業 ・ 岩部・美山浄水場ろ過水量調整機更新 ほか ・ 実施設計	町																																																									
	(2) 下水道処理施設 その他	水道施設台帳整備業務委託 水道施設台帳整備業務委託 浄化槽市町村整備推進事業 ・ 浄化槽整備	町																																																									
	(4) 火葬場	火葬場施設整備事業 ・ 仮設大交換、温度・圧力交換機交換 ほか	広域事務組合																																																									
	(5) 消防施設	高規格緊急自動車更新事業 ・ 高規格緊急自動車更新 1台 消火栓整備事業 ・ 消火栓更新 3基 高圧洗浄機更新事業 ・ 高圧洗浄機更新	広域事務組合 佐城事務組合																																																									
	(6) 公営住宅	定住向け町有住宅整備事業 ・ 実施設計、建設工事 ・ 既存建物解体	町																																																									





福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前		変更後																									
			(3) 計画	(3) 計画	(3) 計画	(3) 計画																								
7. 子育て環境の確保、高齢者等の向上及び増進(3) 計画	40		<p>事業計画(令和3年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約的發展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び増進</td> <td>(2) <u>認定子ども園</u> <u>長寿設計</u> <u>一農施設</u> <u>一農施設</u></td> <td><u>認定子ども園福島県保育所改修事業</u></td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>(2) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム</td> <td>生活支援ハウス改修事業 給湯ボイラー更新 屋根防水、外壁塗装 外 <u>老人福祉施設整備事業(得意)</u> <u>施設本体の大規模改修助成金</u></td> <td>町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉</td> <td>医療費助成事業 ・ 高校生までの医療費の無料化 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】通院・入院とともに高校生まで拡大し、医療費自己負担分を全額助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもたちの保健の向上と福祉増進を図るとともに、定住促進と少子化防止を推進することができる。 出産祝金交付事業 ・ 出産祝金の支給 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】出産祝金の支給により子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加が図られる。</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び増進	(2) <u>認定子ども園</u> <u>長寿設計</u> <u>一農施設</u> <u>一農施設</u>	<u>認定子ども園福島県保育所改修事業</u>	町	(2) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	生活支援ハウス改修事業 給湯ボイラー更新 屋根防水、外壁塗装 外 <u>老人福祉施設整備事業(得意)</u> <u>施設本体の大規模改修助成金</u>	町		(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	医療費助成事業 ・ 高校生までの医療費の無料化 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】通院・入院とともに高校生まで拡大し、医療費自己負担分を全額助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもたちの保健の向上と福祉増進を図るとともに、定住促進と少子化防止を推進することができる。 出産祝金交付事業 ・ 出産祝金の支給 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】出産祝金の支給により子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加が図られる。	町	<p>事業計画(令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約的發展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び増進</td> <td>(2) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム</td> <td>生活支援ハウス改修事業 ・ 給湯ボイラー更新 ・ 屋根防水、外壁塗装 外 老人福祉施設整備事業(得意) ・ 施設本体の施設改修助成金</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉</td> <td>医療費助成事業 ・ 高校生までの医療費の無料化 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】通院・入院とともに高校生まで拡大し、医療費自己負担分を全額助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもたちの保健の向上と福祉増進を図るとともに、定住促進と少子化防止を推進することができる。 出産祝金交付事業 ・ 出産祝金の支給 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】出産祝金の支給により子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加が図られる。</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び増進	(2) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	生活支援ハウス改修事業 ・ 給湯ボイラー更新 ・ 屋根防水、外壁塗装 外 老人福祉施設整備事業(得意) ・ 施設本体の施設改修助成金	町	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	医療費助成事業 ・ 高校生までの医療費の無料化 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】通院・入院とともに高校生まで拡大し、医療費自己負担分を全額助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもたちの保健の向上と福祉増進を図るとともに、定住促進と少子化防止を推進することができる。 出産祝金交付事業 ・ 出産祝金の支給 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】出産祝金の支給により子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加が図られる。	町
特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																											
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び増進	(2) <u>認定子ども園</u> <u>長寿設計</u> <u>一農施設</u> <u>一農施設</u>	<u>認定子ども園福島県保育所改修事業</u>	町																											
	(2) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	生活支援ハウス改修事業 給湯ボイラー更新 屋根防水、外壁塗装 外 <u>老人福祉施設整備事業(得意)</u> <u>施設本体の大規模改修助成金</u>	町																											
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	医療費助成事業 ・ 高校生までの医療費の無料化 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】通院・入院とともに高校生まで拡大し、医療費自己負担分を全額助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもたちの保健の向上と福祉増進を図るとともに、定住促進と少子化防止を推進することができる。 出産祝金交付事業 ・ 出産祝金の支給 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】出産祝金の支給により子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加が図られる。	町																											
	特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																										
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び増進	(2) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	生活支援ハウス改修事業 ・ 給湯ボイラー更新 ・ 屋根防水、外壁塗装 外 老人福祉施設整備事業(得意) ・ 施設本体の施設改修助成金	町																											
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	医療費助成事業 ・ 高校生までの医療費の無料化 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】通院・入院とともに高校生まで拡大し、医療費自己負担分を全額助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもたちの保健の向上と福祉増進を図るとともに、定住促進と少子化防止を推進することができる。 出産祝金交付事業 ・ 出産祝金の支給 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められる。 【効果】出産祝金の支給により子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加が図られる。	町																											

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前		変更後				
			(3) 計画	(3) 計画	(3) 計画	(3) 計画			
7. 子育て環境の確保、高齢者等の向上及び増進(3) 計画	41		事業計画(令和3年度～令和7年度)	事業計画(令和8年度～令和12年度)	特約的發展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
			町	町	町	町	町	町	町
			高齢者等居根雪下し費用助成事業 ・高齢者等居根雪下し費用助成 【必要性】高齢者が地域で安全・安心して暮らしていくためには、冬期間における除雪の問題が大きくなっていることから、こうした課題を解決する必要がある。 【効果】自力での雪下ろしが困難な65歳以上の高齢者だけの世帯や障害者の世帯等に対し屋根の雪下ろし費用の一部を助成することにより、冬期間における高齢者等の安全を確保し、経済的な負担を軽減するとともに、福祉の向上が図られる。	高齢者等居根雪下し費用助成事業 ・高齢者等居根雪下し費用助成 【必要性】高齢者が地域で安全・安心して暮らしていくためには、冬期間における除雪の問題が大きくなっていることから、こうした課題を解決する必要がある。 【効果】自力での雪下ろしが困難な65歳以上の高齢者だけの世帯や障害者の世帯等に対し屋根の雪下ろし費用の一部を助成することにより、冬期間における高齢者等の安全を確保し、経済的な負担を軽減するとともに、福祉の向上が図られる。	高齢者・障害者福祉	高齢者・障害者福祉	高齢者等居根雪下し費用助成事業 ・高齢者等居根雪下し費用助成 【必要性】高齢者が地域で安全・安心して暮らしていくためには、冬期間における除雪の問題が大きくなっていることから、こうした課題を解決する必要がある。 【効果】自力での雪下ろしが困難な65歳以上の高齢者だけの世帯や障害者の世帯等に対し屋根の雪下ろし費用の一部を助成することにより、冬期間における高齢者等の安全を確保し、経済的な負担を軽減するとともに、福祉の向上が図られる。	町	
			冬の生活支援事業 ・冬期間の増減経費助成 【必要性】低所得高齢者等が地域において自立した生活を継続するため、冬期間に必要な暖房用燃料の一部を助成する必要がある。 【効果】低所得高齢者世帯等に対し冬期間の増減経費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、自立した生活の継続と福祉の向上が図られる。	冬の生活支援事業 ・冬期間の増減経費助成 【必要性】低所得高齢者等が地域において自立した生活を継続するため、冬期間に必要な暖房用燃料の一部を助成する必要がある。 【効果】低所得高齢者世帯等に対し冬期間の増減経費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、自立した生活の継続と福祉の向上が図られる。		安心生活創造事業 ・自守り・買い物支援 【必要性】一人暮らしの高齢者が地域において自立した生活を継続するため、日常生活における安全確認や買い物支援等による支援が必要である。 【効果】高齢者等の生活基盤支援等を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせる支援体制を整備することにより、自立した生活が継続できる。	安心生活創造事業 ・自守り・買い物支援 【必要性】一人暮らしの高齢者が地域において自立した生活を継続するため、日常生活における安全確認や買い物支援等による支援が必要である。 【効果】高齢者等の生活基盤支援等を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせる支援体制を整備することにより、自立した生活が継続できる。	町	
			重慶心身障がい者等タクシー料金助成事業 ・重慶心身障がい者等タクシー料金助成 【必要性】地域において障害を持つ方が安心して生活できる環境の整備が求められており、自立した生活が継続できる環境の整備が求められている。 【効果】重度身体障害者などで病院への通院が困難なため、移動手段をタクシーに頼っている方に対してタクシー料金の一部を助成することで、重度身体障害者などの生活の利便性の向上を図るとともに、自立した生活が継続できる。	重慶心身障がい者等タクシー料金助成事業 ・重慶心身障がい者等タクシー料金助成 【必要性】地域において障害を持つ方が安心して生活できる環境の整備が求められており、自立した生活が継続できる環境の整備が求められている。 【効果】重度身体障害者などで病院への通院が困難なため、移動手段をタクシーに頼っている方に対してタクシー料金の一部を助成することで、重度身体障害者などの生活の利便性の向上を図るとともに、自立した生活が継続できる。	(9)その他	(9)その他	いさぎい健康ふくしま推進事業 ・健康カレンダーの作成等 がん検診推進事業 ・各がん検診(胃・肝・大腸、乳、子宮)委託 吉岡温泉改修事業 ・海井戸水中モーターポンプ入替 ・揚湯管交換	いさぎい健康ふくしま推進事業 ・健康カレンダーの作成等 がん検診推進事業 ・各がん検診(胃・肝・大腸、乳、子宮)委託 吉岡温泉改修事業 ・海井戸水中モーターポンプ入替 ・揚湯管交換	町 町 町
			吉岡温泉改修事業 ・湯井戸水中モーターポンプ入替 ・揚湯管交換	吉岡温泉改修事業 ・湯井戸水中モーターポンプ入替 ・揚湯管交換		吉岡温泉改修事業 ・湯井戸水中モーターポンプ入替 ・揚湯管交換	吉岡温泉改修事業 ・湯井戸水中モーターポンプ入替 ・揚湯管交換	町	
			老人福祉バス更新事業 ・44人乗り1台更新	老人福祉バス更新事業 ・44人乗り1台更新		老人福祉バス更新事業 ・44人乗り1台更新	老人福祉バス更新事業 ・44人乗り1台更新	町	

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																				
8 医療の確保 (1) 現況と問題点	42	6 ～ 7	<p>医療の確保 (1) 現況と問題点 近年の少子高齢化により、町民の高齢化率が年々上昇する傾向にある中、医療に対する需要も増大しております。 当町の医療機関は、町が新たに平成30年6月から町立診療所を開設したことにより<b>令和3年4月現在</b>、町立による一般診療施設、民間による一般診療施設、歯科診療施設となっており、入院加療が必要な場合や高度医療については、近隣町や隣町市内の病院に依存している状況となっております。 平成27年2月よりドクターヘリの運航が開始され、緊急性・重症度の高い傷病者に対する初期治療体制の充実が図られておりますが、そのほかの急病患者に対応した救急医療体制については、近隣町の総合病院等との連携が重要となっております。</p>	<p>医療の確保 (1) 現況と問題点 近年の少子高齢化により、町民の高齢化率が年々上昇する傾向にある中、医療に対する需要も増大しております。 当町の医療機関は、町が新たに平成30年6月から町立診療所を開設したことにより<b>令和7年10月現在</b>、町立による一般診療施設、民間による一般診療施設、歯科診療施設となっており、入院加療が必要な場合や高度医療については、近隣町や隣町市内の病院に依存している状況となっております。 平成27年2月よりドクターヘリの運航が開始され、緊急性・重症度の高い傷病者に対する初期治療体制の充実が図られておりますが、そのほかの急病患者に対応した救急医療体制については、近隣町の総合病院等との連携が重要となっております。</p>																				
8 医療の確保 (3) 計画	42		<p>(3) 計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特長的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 医療の確保</td> <td>(4) その他 診療所 診療所</td> <td><b>町立診療所小型包摂導入事業</b> ・小型包摂1台</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) その他</td> <td>道南ドクターヘリ運航事業 ・運航経費負担金 ・除霊委託料</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	特長的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	7 医療の確保	(4) その他 診療所 診療所	<b>町立診療所小型包摂導入事業</b> ・小型包摂1台	町		(4) その他	道南ドクターヘリ運航事業 ・運航経費負担金 ・除霊委託料	町	<p>(3) 計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特長的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 医療の確保</td> <td>(4) その他</td> <td>道南ドクターヘリ運航事業 ・運航経費負担金 ・除霊委託料</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	特長的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	7 医療の確保	(4) その他	道南ドクターヘリ運航事業 ・運航経費負担金 ・除霊委託料	町
特長的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																					
7 医療の確保	(4) その他 診療所 診療所	<b>町立診療所小型包摂導入事業</b> ・小型包摂1台	町																					
	(4) その他	道南ドクターヘリ運航事業 ・運航経費負担金 ・除霊委託料	町																					
特長的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																					
7 医療の確保	(4) その他	道南ドクターヘリ運航事業 ・運航経費負担金 ・除霊委託料	町																					
9 教育の振興 (1) 現況と問題点	43	32 ～ 33 36	<p>高等学校教育の充実 当町には、昭和40年に道立に移管された道立福島高商業高等学校があり、昭和62年には近代的な校舎として三岳地区に新築され、教養環境の整備が進められました。また、近年の少子化などの影響から、年々入学人数が減少し北海道の公立高等学校再編基準を下回るような状況が続いているため、その存続が危ぶまれております。 高等学校の廃校は、人口の減少を加速させ、それに伴い税収の減、地域経済における消費の減など、<b>行財政や地域経済に与える影響が大変大きいことから、町においては様々な対策を講じておられます。</b> 町内は無論のこと、道内、道外からの入学者の確保に向けて、高校の魅力度を高めるとともに、学生の学習や学生相互や地域の方々とコミュニケーションの場として、<b>青少年交流センターを整備し、ソフト、ハードの両面から支援を図る必要</b>があります。</p>	<p>高等学校教育の充実 当町には、昭和40年に道立に移管された道立福島高商業高等学校があり、昭和62年には近代的な校舎として三岳地区に新築され、教養環境の整備が進められました。また、近年の少子化などの影響から、年々入学人数が減少し北海道の公立高等学校再編基準を下回るような状況が続いているため、その存続が危ぶまれております。 高等学校の廃校は、人口の減少を加速させ、それに伴い税収の減、地域経済における消費の減など、<b>行財政や地域経済に与える影響が大変大きいことから、町においては様々な対策を講じておられます。</b> 町内は無論のこと、道内、道外からの入学者の確保に向けて、高校の魅力度を高めるとともに、学生の学習や学生相互や地域の方々とコミュニケーションの場として、<b>青少年交流センターを整備し、ソフト、ハードの両面から支援を図る必要</b>があります。</p>																				

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																																																
9 教育の振興 (3) 計画	46		<p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和3年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 教育の振興</td> <td>(1) 学校教育関連施設 校舎</td> <td>各小学校校舎営繕事業 ・福島小学校外壁補修 ・福島中学校浄化槽更新 福島小学校校舎改修事業 ・基本設計・実地設計 ・校舎改築工事 教員住宅改修事業 ・水洗化 外 青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事 総合体育館高圧設備改修事業 ・高圧設備改修</td> <td>町  町  町  町  町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他</td> <td>福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 集会所、体育 施設等 集会所施設 体育施設</td> <td>青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他</td> <td>福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) その他</td> <td>A.L.T 招致事業 ・ A.L.T 2名配置 教育用コンピュータ等整備事業 ・教育用コンピュータ含む)更新 G.L.G.A.S.スクールサポート一配置支援事業 ・各小中学校へI.C.T支援員の配置 プログラミンング教室開催事業 ・小学生向けプログラミンング教室の開催</td> <td>町  町  町  町</td> </tr> </tbody> </table>	特約的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	各小学校校舎営繕事業 ・福島小学校外壁補修 ・福島中学校浄化槽更新 福島小学校校舎改修事業 ・基本設計・実地設計 ・校舎改築工事 教員住宅改修事業 ・水洗化 外 青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事 総合体育館高圧設備改修事業 ・高圧設備改修	町  町  町  町  町		(2) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他	福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町		(3) 集会所、体育 施設等 集会所施設 体育施設	青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事	町		(4) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他	福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町		(5) その他	A.L.T 招致事業 ・ A.L.T 2名配置 教育用コンピュータ等整備事業 ・教育用コンピュータ含む)更新 G.L.G.A.S.スクールサポート一配置支援事業 ・各小中学校へI.C.T支援員の配置 プログラミンング教室開催事業 ・小学生向けプログラミンング教室の開催	町  町  町  町	<p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 教育の振興</td> <td>(1) 学校教育関連施設 校舎</td> <td>各小学校校舎営繕事業 ・福島小学校外壁補修 ・福島中学校浄化槽更新 総合体育館内消火設備改修事業 ・屋内消火設備改修</td> <td>町  町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他</td> <td>高校魅力化推進事業 ・入学奨励金・通学費補助、各種大会補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 集会所、体育 施設等 集会所施設 体育施設</td> <td>青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他</td> <td>福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) その他</td> <td>A.L.T 招致事業 ・ A.L.T 2名配置 教育用コンピュータ等整備事業 ・教育用コンピュータ含む)更新</td> <td>町  町</td> </tr> </tbody> </table>	特約的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	各小学校校舎営繕事業 ・福島小学校外壁補修 ・福島中学校浄化槽更新 総合体育館内消火設備改修事業 ・屋内消火設備改修	町  町		(2) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他	高校魅力化推進事業 ・入学奨励金・通学費補助、各種大会補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町		(3) 集会所、体育 施設等 集会所施設 体育施設	青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事	町		(4) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他	福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町		(5) その他	A.L.T 招致事業 ・ A.L.T 2名配置 教育用コンピュータ等整備事業 ・教育用コンピュータ含む)更新	町  町
特約的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	各小学校校舎営繕事業 ・福島小学校外壁補修 ・福島中学校浄化槽更新 福島小学校校舎改修事業 ・基本設計・実地設計 ・校舎改築工事 教員住宅改修事業 ・水洗化 外 青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事 総合体育館高圧設備改修事業 ・高圧設備改修	町  町  町  町  町																																																	
	(2) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他	福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町																																																	
	(3) 集会所、体育 施設等 集会所施設 体育施設	青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事	町																																																	
	(4) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他	福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町																																																	
	(5) その他	A.L.T 招致事業 ・ A.L.T 2名配置 教育用コンピュータ等整備事業 ・教育用コンピュータ含む)更新 G.L.G.A.S.スクールサポート一配置支援事業 ・各小中学校へI.C.T支援員の配置 プログラミンング教室開催事業 ・小学生向けプログラミンング教室の開催	町  町  町  町																																																	
特約的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	各小学校校舎営繕事業 ・福島小学校外壁補修 ・福島中学校浄化槽更新 総合体育館内消火設備改修事業 ・屋内消火設備改修	町  町																																																	
	(2) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他	高校魅力化推進事業 ・入学奨励金・通学費補助、各種大会補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町																																																	
	(3) 集会所、体育 施設等 集会所施設 体育施設	青少年交流センター整備事業 ・実地設計 ・施設整備工事	町																																																	
	(4) 通塾地帯持続的 発展特別事業 その他	福島商業高等学校存続補助 ・入学奨励金・通学費補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町																																																	
	(5) その他	A.L.T 招致事業 ・ A.L.T 2名配置 教育用コンピュータ等整備事業 ・教育用コンピュータ含む)更新	町  町																																																	
10 集落の整備 (3) 計画	47		<p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和3年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 集落の整備</td> <td>(1) 過疎地域集落再 編整備</td> <td>定住促進住宅整備事業 ・建設工事 ・定住促進住宅整備 10戸 ・若者向け定住促進団地整備</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) その他</td> <td>生活圏等改修事業 ・改修工事 ・通常修繕 公共施設維持保全事業 ・解体設計、解体工事</td> <td>町  町</td> </tr> </tbody> </table>	特約的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	定住促進住宅整備事業 ・建設工事 ・定住促進住宅整備 10戸 ・若者向け定住促進団地整備	町		(3) その他	生活圏等改修事業 ・改修工事 ・通常修繕 公共施設維持保全事業 ・解体設計、解体工事	町  町	<p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 集落の整備</td> <td>(1) 過疎地域集落再 編整備</td> <td>定住促進住宅整備事業 ・定住促進住宅整備 10戸 ・改修、解体工事 ・通常修繕</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) その他</td> <td>生活圏等改修事業 ・改修工事 ・通常修繕 公共施設維持保全事業 ・解体設計、解体工事</td> <td>町  町</td> </tr> </tbody> </table>	特約的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	定住促進住宅整備事業 ・定住促進住宅整備 10戸 ・改修、解体工事 ・通常修繕	町		(3) その他	生活圏等改修事業 ・改修工事 ・通常修繕 公共施設維持保全事業 ・解体設計、解体工事	町  町																								
特約的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																	
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	定住促進住宅整備事業 ・建設工事 ・定住促進住宅整備 10戸 ・若者向け定住促進団地整備	町																																																	
	(3) その他	生活圏等改修事業 ・改修工事 ・通常修繕 公共施設維持保全事業 ・解体設計、解体工事	町  町																																																	
特約的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																	
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	定住促進住宅整備事業 ・定住促進住宅整備 10戸 ・改修、解体工事 ・通常修繕	町																																																	
	(3) その他	生活圏等改修事業 ・改修工事 ・通常修繕 公共施設維持保全事業 ・解体設計、解体工事	町  町																																																	

福島町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																														
12 再生可能エネルギーの利用の促進 (1) 現況と問題点	49	7 ～ 14	<p>12 再生可能エネルギーの利用の促進 (1) 現況と問題点 太陽光・風力・地熱・中小水力、バイオマス、潮流といった再生可能エネルギーは、石油や石炭、天然ガスと比べて有限である化石燃料とは違い、地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーで、発電時に温室効果ガスが発生しないため地球温暖化の防止となり、地球にやさしいエネルギーです。</p> <p>当町においては、一部の事業者が木質バイオマスの生産を行っている状況にありますが、町内において公共施設や民間施設での活用は進んでいないことから、木質チップボイラー等の再生可能エネルギーの導入に向けて検討を進めます。</p> <p>(2) その対策 ① 町民、事業者が地球温暖化対策や省エネルギー推進が身近で重要な問題であることを意識を持つ取り組みを推進します。 ② 公共施設において、省エネルギーにつながる木質チップボイラー導入の検討を進めます。 ③ 持続可能な福島町の構築に向け、当町に適した再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの一の活用について検討を進めます。</p>	<p>12 再生可能エネルギーの利用の促進 (1) 現況と問題点 太陽光・風力・地熱・中小水力、バイオマス、潮流といった再生可能エネルギーは、石油や石炭、天然ガスと比べて有限である化石燃料とは違い、地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーで、発電時に温室効果ガスが発生しないため地球温暖化の防止となり、地球にやさしいエネルギーです。</p> <p>当町においては、吉岡温泉に木質バイオマスを導入し、町内の事業者からチップの供給を受けていますが、その他の公共施設や民間施設での活用に向け検討を進める必要があります。</p> <p>(2) その対策 ① 町民、事業者が地球温暖化対策や省エネルギー推進が身近で重要な問題であることを意識を持つ取り組みを推進します。 ② 吉岡温泉に導入した木質バイオマスの更なる普及・活用に取組むなど、CO2削減による環境保全を推進します。 ③ 持続可能な福島町の構築に向け、当町に適した再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの活用について検討を進めます。</p>																														
事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分	52		<p>事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特長的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 産業の振興</td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業</td> <td>キタムラサキウニ深淺移殖事業 ・キタムラサキウニの深淺移殖 250t 【必要性】キタムラサキウニ漁は、多くの漁業組合員が採捕していることから、水深16m以深に生息する未利用ウニを有効活用することで所得向上が見込める。 【効果】採捕不可能な水深の漁場から、漁獲量の多い水域に放流し生産の増大を図る事業に助成を行い、漁業所得の向上が図られる。</td> <td>その他漁組</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特長的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)	(略)	(略)	(略)	2 産業の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	キタムラサキウニ深淺移殖事業 ・キタムラサキウニの深淺移殖 250t 【必要性】キタムラサキウニ漁は、多くの漁業組合員が採捕していることから、水深16m以深に生息する未利用ウニを有効活用することで所得向上が見込める。 【効果】採捕不可能な水深の漁場から、漁獲量の多い水域に放流し生産の増大を図る事業に助成を行い、漁業所得の向上が図られる。	その他漁組		<p>事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特長的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 産業の振興</td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業</td> <td>キタムラサキウニ深淺移殖事業 ・キタムラサキウニの深淺移殖 250t 【必要性】キタムラサキウニ漁は、多くの漁業組合員が採捕していることから、水深16m以深に生息する未利用ウニを有効活用することで所得向上が見込める。 【効果】採捕不可能な水深の漁場から、漁獲量の多い水域に放流し生産の増大を図る事業に助成を行い、漁業所得の向上が図られる。</td> <td>その他漁組</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特長的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)	(略)	(略)	(略)	2 産業の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	キタムラサキウニ深淺移殖事業 ・キタムラサキウニの深淺移殖 250t 【必要性】キタムラサキウニ漁は、多くの漁業組合員が採捕していることから、水深16m以深に生息する未利用ウニを有効活用することで所得向上が見込める。 【効果】採捕不可能な水深の漁場から、漁獲量の多い水域に放流し生産の増大を図る事業に助成を行い、漁業所得の向上が図られる。	その他漁組	
特長的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																														
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)	(略)	(略)	(略)																														
2 産業の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	キタムラサキウニ深淺移殖事業 ・キタムラサキウニの深淺移殖 250t 【必要性】キタムラサキウニ漁は、多くの漁業組合員が採捕していることから、水深16m以深に生息する未利用ウニを有効活用することで所得向上が見込める。 【効果】採捕不可能な水深の漁場から、漁獲量の多い水域に放流し生産の増大を図る事業に助成を行い、漁業所得の向上が図られる。	その他漁組																															
特長的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																														
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)	(略)	(略)	(略)																														
2 産業の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	キタムラサキウニ深淺移殖事業 ・キタムラサキウニの深淺移殖 250t 【必要性】キタムラサキウニ漁は、多くの漁業組合員が採捕していることから、水深16m以深に生息する未利用ウニを有効活用することで所得向上が見込める。 【効果】採捕不可能な水深の漁場から、漁獲量の多い水域に放流し生産の増大を図る事業に助成を行い、漁業所得の向上が図られる。	その他漁組																															



議案第 66 号

令和 8 年度福島町一般会計予算

令和 8 年度福島町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,554,688 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

令和 8 年 3 月 10 日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 町税		千円 513,455
	1 町民税	148,842
	2 固定資産税	317,553
	3 軽自動車税	9,358
	4 町たばこ税	29,418
	5 入湯税	8,284
2 地方譲与税		32,799
	1 自動車重量譲与税	19,000
	2 地方揮発油譲与税	6,000
3 利子割交付金		500
	1 利子割交付金	500
4 配当割交付金		1,500
	1 配当割交付金	1,500
5 株式等譲渡所得割交付金		1,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,000
6 法人事業税交付金		6,000
	1 法人事業税交付金	6,000
7 地方消費税交付金		110,000

款	項	金額
		千円
	1 地方消費税交付金	110,000
8 環境性能割交付金		3,000
	1 環境性能割交付金	3,000
9 地方特例交付金		250
	1 地方特例交付金	250
10 地方交付税		2,346,000
	1 地方交付税	2,346,000
11 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
12 使用料及び手数料		88,898
	1 使用料	76,271
	2 手数料	12,627
13 国庫支出金		190,298
	1 国庫負担金	128,414
	2 国庫補助金	60,656
	3 国庫委託金	1,228
14 道支出金		179,443
	1 道負担金	118,229
	2 道補助金	50,783

款	項	金額
		千円
	3 道委託金	10,431
15 財産収入		27,278
	1 財産運用収入	18,883
	2 財産売払収入	8,395
16 寄付金		70,100
	1 寄付金	70,100
17 繰入金		458,020
	1 他会計繰入金	3
	2 基金繰入金	458,017
18 繰越金		10
	1 繰越金	10
19 諸収入		148,136
	1 延滞加算金及び過料	2
	2 町預金利子	115
	3 貸付金元利収入	90,871
	4 受託事業収入	856
	5 雑入	56,292
20 町債		378,000
	1 町債	378,000

款	項	金 額
歲	入 合 計	千円 4,554,688

# 歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 54,743
	1 議会費	54,743
2 総務費		639,465
	1 総務管理費	512,354
	2 徴税費	20,413
	3 戸籍住民基本台帳費	16,967
	4 選挙費	5,525
	5 統計調査費	385
	6 監査委員費	1,736
	7 財政基金費	82,085
3 民生費		478,755
	1 社会福祉費	393,223
	2 児童福祉費	80,024
	3 災害救助費	5,508
4 衛生費		421,254
	1 保健衛生費	166,855
	2 清掃費	254,399
5 労働費		129
	1 労働諸費	129

款	項	金額
6 農林水産業費		千円 271,581
	1 農業費	33,126
	2 林業費	67,010
	3 水産業費	171,445
7 商工費		111,368
	1 商工費	111,368
8 土木費		292,888
	1 土木管理費	2,324
	2 道路橋梁費	212,674
	3 河川費	4,007
	4 都市計画費	28,431
	5 住宅費	45,452
9 消防費		294,209
	1 消防費	294,209
10 教育費		260,369
	1 教育総務費	109,556
	2 小学校費	24,755
	3 中学校費	15,073
	4 社会教育費	10,125

款	項	金額
	5 保健体育費	千円 100,860
11 公債費		643,335
	1 公債費	643,335
12 諸支出金		301,429
	1 災害援護資金貸付金	3,500
	2 特別会計繰出金	297,929
13 職員給与費		780,163
	1 職員給与費	780,163
14 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳	出	合 計
		4,554,688

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
福島町道の駅管理運営に関する債務負担行為	令和8年度から 令和12年度まで	協定書により規定する管理運営経費を委託料として支払う金額
漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和8年度から 令和17年度まで	1,838千円

### 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
出産祝金交付事業債	千円 3,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
定住促進住宅奨励事業債	3,000			
人財育成事業基金債	5,000			
雇用奨励等支援事業債	7,000			
定住促進住宅整備事業債	54,900			
役場庁舎非常用電源設備等改修事業債	4,400			
役場庁舎LED照明導入事業債	9,600			
地上デジタル送信機整備事業債	102,300			
災害援護資金貸付債	3,500			
安心生活創造事業債	5,100			
町内会館改修事業債	7,500			
子ども医療費助成事業債	4,000			
ウニ移殖放流事業債	2,500			
種苗生産育成事業債	3,000			
水産物供給基盤機能保全事業債	8,000			
プレミアム付商品券発行事業債	9,000			
街灯料助成事業債	1,500			
橋梁長寿命化事業債	20,900			
町道赤川2号線整備事業債	32,200			
町道駅前団地2号線外整備事業債	42,000			
空家等対策支援事業債	10,000			
Jアラートアンテナ改修事業債	8,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吉岡地区防災広場整備事業債	4,500			
総合体育館屋内消火栓整備事業債	13,900			
公有林整備事業債	11,800		5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構・日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
計	378,000			



議案第67号

令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算

令和8年度福島町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ691,177千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 96,477
	1 国民健康保険税	96,477
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		3,115
	1 国庫補助金	3,115
4 道支出金		532,879
	1 道負担金	532,879
5 繰入金		58,239
	1 他会計繰入金	58,238
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		7
	1 延滞金・加算金及び過料	4
	2 雑入	3
8 財産収入		449
	1 財産運用収入	449
歳入	合計	691,177

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 8,836
	1 総務管理費	5,691
	2 徴税費	1,979
	3 運営協議会費	209
	4 特別対策事業費	957
2 保険給付費		520,811
	1 療養諸費	446,310
	2 高額療養費	72,300
	3 移送費	100
	4 助産諸費	1,501
	5 葬祭諸費	600
3 国民健康保険事業費納付金		146,498
	1 国民健康保険事業費納付金	146,498
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		12,292
	1 特定健康診査等事業費	8,261
	2 保健事業費	4,031
6 諸支出金		280

款	項	金額
		千円
	1 償還金及び還付加算金	280
7 基金積立金		450
	1 基金積立金	450
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳	出	合
		計
		691,177

議案第68号

令和8年度福島町介護保険特別会計予算

令和8年度福島町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ528,470千円とし、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ1,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春



# 保 險 事 業 勘 定



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 93,429
	1 介護保険料	93,429
2 国庫支出金		136,818
	1 国庫負担金	83,652
	2 国庫補助金	53,166
3 支払基金交付金		135,089
	1 支払基金交付金	135,089
4 道支出金		77,031
	1 道負担金	71,245
	2 道補助金	5,786
5 財産収入		348
	1 財産運用収入	348
6 繰入金		85,700
	1 一般会計繰入金	84,224
	2 介護サービス事業勘定繰入金	1,476
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		54
	1 雑入	52

款	項	金額
	2 延滞金・加算金及び過料	千円 2
歳	入 合 計	528,470

# 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 9,459
	1 総務管理費	3,433
	2 徴収費	506
	3 介護認定審査会費	5,340
	4 運営協議会費	180
2 保険給付費		476,607
	1 保険給付費	465,000
	2 高額介護サ - ビス等費	9,700
	3 高額医療合算介護サービス等費	1,500
	4 その他諸費	407
3 地域支援事業費		41,834
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	18,028
	2 一般介護予防事業費	5,638
	3 包括的支援事業費	16,963
	4 任意事業費	1,150
	5 その他諸費	55
4 基金積立金		349
	1 基金積立金	349
5 予 備 費		100

款	項	金額
	1 予備費	千円 100
6 諸支出金		121
	1 償還金及び還付加算金	118
	2 繰出金	3
歳	出	合
		計
		528,470

# サービス事業勘定



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 サービス収入		千円 1,638
	1 介護給付費収入	1,638
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,639

## 歳 出

款	項	金 額
1 サービス事業費		千円 163
	1 居宅介護サービス事業費	163
2 諸支出金		1,476
	1 繰出金	1,476
歳 出 合 計		1,639

議案第69号

令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度福島町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 65,510
	1 後期高齢者医療保険料	65,510
2 繰入金		39,092
	1 一般会計繰入金	39,092
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 雑入	1
歳入合計		104,608

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,292
	1 総務管理費	938
	2 徴収費	354
2 後期高齢者医療広域連合納付金		103,156
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	103,156
3 諸支出金		60
	1 償還金及び還付加算金	60
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		104,608



議案第70号

令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

令和8年度福島町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,148千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 診療事業収入		千円 69,670
	1 保険診療収入	60,075
	2 保険外診療収入	9,595
2 繰入金		57,447
	1 他会計繰入金	57,447
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		21
	1 預金利子	1
	2 雑入	20
歳 入 合 計		127,148

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 49,796
	1 総務管理費	49,796
2 診療事業費		66,532
	1 診療費	66,532
3 諸支出金		10
	1 償還金及び還付加算金	10
4 公債費		10,510
	1 公債費	10,510
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		127,148



## 令和8年度福島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度福島町の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1, 800戸
(2) 年間給水量	270, 000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	740 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 配水管整備事業	19, 900千円
(イ) メーター改良事業	6, 906千円
(ウ) 施設整備事業	9, 500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	122, 578千円
第1項 営業収益	89, 701千円
第2項 営業外収益	32, 877千円
支 出	
第1款 水道事業費用	121, 629千円
第1項 営業費用	113, 929千円
第2項 営業外費用	7, 200千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25, 359千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 742千円、過年度分損益勘定留保資金23, 617千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	41, 865千円
第1項 企業債	23, 800千円
第2項 他会計補助金	12, 465千円
第3項 道支出金	0千円
第4項 工事負担金	5, 600千円
支 出	
第1款 資本的支出	67, 224千円
第1項 建設改良費	37, 224千円
第2項 企業債償還金	30, 000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽配水管 更新事業	千円 14,300	証書借入	5.0以内  (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 については、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の率)	借入先の融資条件に よる。ただし企業財 政その他の都合によ り繰上償還又は低利 に借り換えることが できる。
浄水場施設 設備更新事業	9,500			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第72号

令和8年度福島町浄化槽事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度福島町の浄化槽事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	473人
(2) 年間処理水量	85,118 <sup>3</sup> m
(3) 一日平均処理水量	233 <sup>3</sup> m
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 浄化槽整備事業	23,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 浄化槽事業収益	35,757千円
第1項 営業収益	4,716千円
第2項 営業外収益	31,041千円
支 出	
第1款 浄化槽事業費用	43,912千円
第1項 営業費用	42,042千円
第2項 営業外費用	1,770千円
第3項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	36,367千円
第1項 企業債	13,600千円
第2項 他会計補助金	17,645千円
第3項 国庫補助金	3,726千円
第4項 工事分担金	1,396千円
支 出	
第1款 資本的支出	36,367千円
第1項 建設改良費	23,000千円
第2項 企業債償還金	13,367千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化槽事業	千円 13,700	普通貸借 又は 証書借入	5.0以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 については、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の率)	政府資金については その融資条件によ る。 銀行その他の資金に ついては、貸付先と 協議して定める。 ただし企業財政その 他の都合により繰上 償還又は低利に借り 換えることができ る。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第7条 浄化槽事業に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、42,263千円である。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第73号

福島町財政調整基金の積立金の処分について

次のとおり福島町財政調整基金の積立金を令和8年度福島町一般会計に繰り入れ支消するものとする。

令和8年3月10日 提出

福島町長 鳴海 清春

記

- |   |       |                                     |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1 | 支消金額  | 400,000千円以内                         |
| 2 | 支消の目的 | 地方財政法第4条の4第1項第1号による経費の財源に<br>充当するため |



議案第74号

令和7年度福島町一般会計補正予算（第12号）

令和7年度福島町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183,791千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,002,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春



議案第75号

令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,989千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ640,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春



議案第76号

令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,608千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春



議案第77号

令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ566千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春



議案第78号

令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

令和7年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,842千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春



令和7年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度福島町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

- （ア）配水管整備事業 62,800千円 を 48,855千円とする。
- （イ）メーター改良事業 5,375千円 を 4,169千円とする。
- （ウ）施設整備事業 8,300千円 を 7,040千円とする。
- （エ）固定資産購入費 5,000千円 を 4,615千円とする。

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	106,237千円	-1,649千円	104,588千円
第1項 営業収益	89,289千円	-2,415千円	86,874千円
第2項 営業外収益	16,948千円	766千円	17,714千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	108,879千円	-2,267千円	106,612千円
第1項 営業費用	103,579千円	-2,696千円	100,883千円
第2項 営業外費用	4,800千円	429千円	5,229千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25,424千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,583千円、過年度分損益勘定留保資金21,841千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額23,382千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,489千円、過年度分損益勘定留保資金19,893千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	72,612千円	-15,280千円	57,332千円
第1項 企業債	30,000千円	1,000千円	31,000千円
第3項 道支出金	35,500千円	-15,289千円	20,211千円
第4項 工事負担金	5,600千円	-991千円	4,609千円
	支	出	
第1款 資本的支出	98,036千円	-17,322千円	80,714千円
第1項 建設改良費	82,036千円	-17,322千円	64,714千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額	
	変 更 前	変 更 後
配水管移設事業	11,800千円	8,600千円
老朽配水管更新事業	9,900千円	15,400千円
浄水場施設設備更新事業	8,300千円	7,000千円

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第80号

令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度福島町浄化槽事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

（ア）浄化槽整備事業 23,000千円 を 12,320千円とする。

第3条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）		（ 計 ）
	収	入	
第1款 浄化槽事業収益	45,992千円	-13,153千円	32,839千円
第2項 営業外収益	41,372千円	-13,153千円	28,219千円
	支 出		
第1款 浄化槽事業費用	41,803千円	4,276千円	46,079千円
第1項 営業費用	40,130千円	-5,451千円	34,679千円
第4項 特別損失	0千円	9,727千円	9,727千円

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,627千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額975千円、過年度分損益勘定留保資金7,427千円、当年度分損益勘定留保資金4,225千円で補てんするものとする。」を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）		（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	23,000千円	1,947千円	24,947千円
第1項 企業債	13,700千円	-3,100千円	10,600千円
第2項 他会計補助金	4,278千円	8,349千円	12,627千円
第3項 国庫補助金	3,626千円	-2,443千円	1,183千円
第4項 工事分担金	1,396千円	-859千円	537千円

	支	出	
第1款 資本的支出	35,627千円	-10,680千円	24,947千円
第1項 建設改良費	23,000千円	-10,680千円	12,320千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、利率を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	変更前	変更後
浄化槽事業	13,700千円	10,600千円
	利率	
	変更前	変更後
	3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の率)	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の率)

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第 81 号

公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 10 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

- 1 公の施設の名称  
道の駅「横綱の里ふくしま」
- 2 指定管理者として指定するもの  
松前郡福島町字福島 820 番地  
一般社団法人福島町まちづくり工房 代表理事 平野 松寿
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）



同意第3号

監査委員の選任について

福島町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年3月10日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	高田 重美
年 齢	70歳



同意第 4 号

固定資産評価審査委員会委員の選任

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	飯田 富雄
年 齢	6 9 歳



報告第 5 号

福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条第 6 項の規定により、「福島町新型インフルエンザ等対策行動計画」を別冊のとおり改定したので報告する。

令和 8 年 3 月 10 日提出

福島町長 鳴海 清春